

目 次

津市告示

令和4年度固定資産課税台帳登録

令和4年度津市農業委員会臨時総会の開催

津市一般廃棄物処理実施計画の策定

国民健康保険料率の決定

認可地縁団体の告示事項の変更

議決を経た予算等の公表

ふるさと津かがやき寄付金の収納事務の委託

コミュニティバス（北部地域）の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（南部地域（久居北・片田・高茶屋ルート及び久居南・雲出ルート））の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（南部地域（久居西循環ルート））の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（北西部地域（芸濃地域））の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（北西部地域（安濃地域））の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（南西部地域（美里地域））の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（南西部地域（一志地域））の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（南西部地域（白山地域））の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（美杉地域（美杉東ルート及び美杉西ルート））の使用料徴収事務の一部委託

コミュニティバス（美杉地域（美杉南ルート及び美杉循環ルート））の使用料徴収事務の一部委託

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

地籍調査の実施

放置自転車の撤去及び保管

津市共同浴場さくらゆの使用料の徴収事務の委託

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

放置自転車等撤去保管料の収納事務の一部委託

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定

津市久居総合福祉会館の使用料の収納事務の委託

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

- 建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行
- 条件付一般競争入札の執行
- 条件付一般競争入札の執行
- 条件付一般競争入札の執行
- 津市共同浴場（さくらゆ）運営業務委託に係る条件付一般競争入札の執行
- 令和４年度津市救急・健康相談ダイヤル２４事業業務委託に係る条件付一般競争入札の執行
- 市有財産売却に係る一般競争入札の執行
- 令和４年３月分津市農用地利用集積計画の決定
- 令和４年度津市営住宅随時補充入居者の募集
- 令和４年度津市営美杉住宅補充入居者の募集

津市上下水道事業公告

- 条件付一般競争入札の執行
- 条件付一般競争入札の執行
- 建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行
- 建設工事等の総合評価落札方式による条件付一般競争入札の執行

津市教育委員会告示

- 津市教育委員会の招集

津市選挙管理委員会告示

- 津市選挙管理委員会委員長の選挙
- 津市選挙管理委員会委員長の職務を代理すべき者の指定
- 津市議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書

津市農業委員会公告

- 津市農業委員会部会委員の互選

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 5 2 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 0 条第 1 項の規定に基づき令和 4 年度に係る固定資産の価格等を決定し、同法第 4 1 1 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市告示第 5 3 号

令和 4 年度津市農業委員会第 1 回臨時総会を次のとおり招集する。

令和 4 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日時

令和 4 年 4 月 1 日（金）午後 2 時 2 0 分

2 招集の場所

津図書館 2 階視聴覚室

3 会議の事項

(1) 農業委員会会長の選任について

(2) 会長職務代理者の選任について

(3) 部会委員の互選について

(4) 議 事

議案第 1 号 第 1 農地部会部会長及び第 2 農地部会部会長並びに同職務
代理者の選任について

議案第 2 号 広報企画会議委員及び同委員長等の選任について

議案第 3 号 津市農地利用最適化推進委員の決定について

津市告示第 5 4 号

令和 4 年度津市一般廃棄物処理実施計画を定めたので、津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 1 4 4 号）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

令和4年度津市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例の規定に基づく、津市一般廃棄物処理実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

2 計画区域

津市全域

3 排出量の見込み

〔ごみ(t)、し尿・浄化槽汚泥(kl)〕

	家庭系ごみ			事業系 ごみ	ごみ計	し尿	浄化槽 汚泥
	可燃	不燃	資源	可燃			
令和4年度 計画	46,819	3,072	17,281	29,406	96,578	12,000	84,000
令和2年度 実績	54,125	4,272	13,971	27,827	100,195	12,245	84,861

4 各主体の役割

(1) 市民の役割

市民は、ごみの排出者であることを自覚し、自らの行動とごみの減量化・資源化、環境問題に関心を持ちます。

また、不要なものは買わない、ものを大切に長く使うなど、ごみの発生抑制に努めるとともに、自主的に3R行動を実践するなど、環境に優しいライフスタイルへの転換を図り、互いに連携しながら、ごみの減量・リサイクル・まちの美化に係る活動等を行います。

(2) 事業者の役割

事業者は、生産・流通・販売・排出の事業活動における全ての過程において、ごみの発生抑制や減量化、廃棄物系バイオマスとしての利用も含めた処理に努めるなど、環境に配慮した取組を実践します。

環境負荷の少ないサービスの提供に取り組むとともに、市民が3R行動を実践するために選択できる体制を整備し、情報の発信に努めます。

また、ごみの処理にあたっては、積極的に資源化に取り組むとともに、やむを得ず発生するごみは自己の責任において、適正に処理を行います。

(3) 市の役割

市は、ごみゼロ社会に向け、市民・事業者のごみの減量化・資源化、環境問題への関心を高め、具体的な行動を推進するために、情報提供や環境学習、普及啓発、行動等により 3 R を推進します。

また、分別の周知徹底と収集方法の改善等に取り組むなど、ごみの発生・排出抑制、資源の循環的利用の仕組みづくりを行います。

さらに、ごみの適正処理を行うことはもちろん、環境負荷の低減に配慮し、経費とのバランスを考慮した最適な処理システムを目指します。

(4) 市民・事業者・市の協働取組

生産から流通、消費に至る過程において、市民・事業者・市がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、環境へ配慮しながら、相互に理解を深め協力して資源循環に取り組めます。

5 分別の区分と処理方法

分別区分		処理方法	処理施設等	
			一次処理	二次処理
新聞	資源系ごみ	リサイクル	売却	
雑誌・雑紙				
ダンボール				
飲料用紙パック				
衣類・布類				
ペットボトル		選別・ 圧縮・梱包	津市リサイクルセンター	指定法人へ 引渡
容器包装 プラスチック				
金属		破砕・選別	津市リサイクルセンター	売却
びん		選別		指定法人へ 引渡
スプレー缶・卓上 カセットボンベ 等、使い捨てライ ター、蛍光灯、乾 電池、水銀式体温 計	不燃系ごみ	選別	津市リサイクルセンター	処理委託又 は一部再資 源化等
燃やせないごみ		破砕・選別	津市リサイクルセンター	最終処分場
その他 プラスチック		破砕・焼却	津市リサイクルセンター（破砕） →津市西部クリーンセンター（焼却）	民間事業者 による資源 化
燃やせるごみ	可燃系ごみ	焼却	津市西部クリーンセンター	民間事業者 による資源 化
			津市クリーンセンターおお たか	

6 排出方法と収集回数

ごみの分別区分		ごみの出し方	収集回数	収集運搬主体
新聞	資源系ごみ	品目別に束ねて、ひもで十文字に縛る	月 1 回	市・委託業者
雑誌・雑紙			月 1 回	市・委託業者
ダンボール			月 1 回	市・委託業者
飲料用紙パック			月 1 回	市・委託業者
衣類・布類		透明または半透明の袋	月 1 回	市・委託業者
ペットボトル			月 2 回	市・委託業者
容器包装プラスチック			週 1 回	市・委託業者
金属		透明または半透明の袋 (袋に入らない場合はそのまま)	月 2 回	市・委託業者
びん		透明または半透明の袋	月 1 回	市・委託業者
スプレー缶・卓上カセットボンベ等、使い捨てライター、蛍光管、乾電池、水銀式体温計		透明または半透明の袋	3 ヶ月 1 回	市・委託業者
燃やせないごみ	不燃系ごみ	透明または半透明の袋 (袋に入らない場合はそのまま)	月 1 回	市・委託業者
その他プラスチック			月 1 回	市・委託業者
燃やせるごみ	可燃系ごみ	透明または半透明の袋	週 2 回	市・委託業者

※事業系一般廃棄物については、家庭系ごみに準じて分別し、事業者自らまたは許可業者により収集運搬を行う。

※死亡獣等は、死亡場所の管理者等が死亡獣等焼却処理場へ収集運搬し、市が焼却処理する。

7 エコ・ステーション

資源のリサイクルを図るため「エコ・ステーション」を設置する。

施設名	搬入可能日時	搬入可能品目
明神リサイクルストックヤード	水曜日、土曜日、日曜日 (12/29～1/3 を除く) 午前8時30分～ 午後4時30分	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、びん、ペットボトル、小型電子機器、容器包装プラスチック、その他プラスチック、パソコン
津市西部クリーンセンター	月曜日～金曜日、日曜日 (祝休日、12/31～1/3 を除く) 午前9時～正午、 午後1時～午後4時	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン
河芸エコ・ステーション	火・木・土・日曜日 12/29、12/30 (12/31～1/3 を除く) 午前8時30分～ 午後4時30分 (12/30 は正午まで)	
香良洲エコ・ステーション	月・火・木～日曜日 12/29、12/30 (12/31～1/3 を除く) 午前7時30分～正午、 午後1時30分～ 午後4時45分 (12/30 は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン、金属
芸濃エコ・ステーション	水・日曜日 12/29、12/30 (12/31～1/3 を除く) 午前9時～午後4時30分 (12/30 は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン 金属 50 c m角以内のもの・自転車・危険ごみ

一志とことめエコ・ステーション	土・日曜日、12/29、12/30 (12/31～1/3を除く) 午前9時～午後4時30分 (12/30は正午まで)	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パック、衣類・布類、ペットボトル、小型電子機器、パソコン 金属 50 c m角以内のもの・自転車・危険ごみ
-----------------	---	---

8 処理施設の状況

可燃系ごみ処理施設

施設名	処理方式等	処理能力
津市西部クリーンセンター	全連続熱焼式	240 t / 24時間
津市クリーンセンターおおたか	全連続熱焼式	195 t / 24時間

不燃系・資源系ごみ処理施設

施設名	処理方式等	処理能力
津市リサイクルセンター	金属ごみ、その他プラスチック、燃やせないごみの破碎、選別	42 t / 日
	びんの選別、回収	9 t / 日
	ペットボトルの選別、回収	5 t / 日
	容器包装プラスチックの選別、回収	25 t / 日
	密閉回転ハンマー式（廃蛍光管）	2 t / 日
	強制拡散廃棄方式（廃スプレー缶）	1 t / 日
	可燃性粗大ごみの切断	5 t / 日
津市一般廃棄物最終処分場	無放流	38 m ³ / 日

し尿処理施設

施設名	処理方式等	処理能力
津市安芸・津衛生センター	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理	1 8 8 k l / 日
津市クリーンセンターくもず	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理	1 4 0 k l / 日

※し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、区域指定された許可業者により行う。

津市告示第 5 5 号

令和 4 年度分国民健康保険料について、津市国民健康保険条例（平成 1 8 年津市条例第 1 3 4 号）第 1 2 条第 1 項、第 1 6 条の 5 第 1 項及び第 2 0 条第 1 項の保険料率並びに第 2 5 条第 1 項各号並びに同条第 3 項及び同条第 4 項において準用する同条第 1 項各号に定める額、第 2 5 条の 3 第 1 項及び同条第 3 項において準用する同条第 1 項に定める額並びに第 2 5 条の 3 第 4 項及び同条第 5 項において準用する同条第 4 項に定める額を次のとおり決定したので、同条例第 1 2 条第 3 項（第 2 5 条第 2 項並びに第 2 5 条の 3 第 2 項及び第 5 項において準用する場合を含む。）、第 1 6 条の 5 第 3 項（第 2 5 条第 3 項並びに第 2 5 条の 3 第 3 項及び第 6 項において準用する場合を含む。）及び第 2 0 条第 3 項（第 2 5 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 1 0 0 分の 8 . 0
 - (2) 被保険者均等割 一般被保険者 1 人につき 2 9 , 1 0 0 円
 - (3) 世帯別平等割
 - ア 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 2 1 , 6 0 0 円
 - イ 特定世帯 1 0 , 8 0 0 円
 - ウ 特定継続世帯 1 6 , 2 0 0 円
- 2 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 1 0 0 分の 2 . 9
 - (2) 被保険者均等割 一般被保険者 1 人につき 1 0 , 5 0 0 円
 - (3) 世帯別平等割
 - ア 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 7 , 6 0 0 円
 - イ 特定世帯 3 , 8 0 0 円
 - ウ 特定継続世帯 5 , 7 0 0 円
- 3 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 1 0 0 分の 2 . 9
 - (2) 被保険者均等割 一般被保険者 1 人につき 1 2 , 5 0 0 円
 - (3) 世帯別平等割 1 世帯につき 6 , 0 0 0 円

4 基礎賦課額の減額

(1) 条例第25条第1項第1号に規定する保険料の減額

ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 20,370円

イ 世帯別平等割

(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 15,120円

(イ) 特定世帯 7,560円

(ウ) 特定継続世帯 11,340円

(2) 条例第25条第1項第2号に規定する減額

ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 14,550円

イ 世帯別平等割

(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 10,800円

(イ) 特定世帯 5,400円

(ウ) 特定継続世帯 8,100円

(3) 条例第25条第1項第3号に規定する減額

ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 5,820円

イ 世帯別平等割

(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 4,320円

(イ) 特定世帯 2,160円

(ウ) 特定継続世帯 3,240円

(4) 条例第25条の3第1項に規定する減額

被保険者均等割 未就学児1人につき 14,550円

(5) 条例第25条の3第4項に規定する保険料の減額

ア 条例第25条第1項第1号に規定する世帯における未就学児1人につき 4,365円

イ 条例第25条第1項第2号に規定する世帯における未就学児1人につき 7,275円

ウ 条例第25条第1項第3号に規定する世帯における未就学児1人につき 11,640円

5 後期高齢者支援分賦課額の減額

(1) 条例第25条第1項第1号に規定する保険料の減額

ア 被保険者均等割 被保険者1人につき 7,350円

イ 世帯別平等割

(ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 5,320円

- (イ) 特定世帯 2, 6 6 0 円
- (ウ) 特定継続世帯 3, 9 9 0 円
- (2) 条例第 2 5 条第 1 項第 2 号に規定する保険料の減額
 - ア 被保険者均等割 被保険者 1 人につき 5, 2 5 0 円
 - イ 世帯別平等割
 - (ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 3, 8 0 0 円
 - (イ) 特定世帯 1, 9 0 0 円
 - (ウ) 特定継続世帯 2, 8 5 0 円
- (3) 条例第 2 5 条第 1 項第 3 号に規定する保険料の減額
 - ア 被保険者均等割 被保険者 1 人につき 2, 1 0 0 円
 - イ 世帯別平等割
 - (ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 1, 5 2 0 円
 - (イ) 特定世帯 7 6 0 円
 - (ウ) 特定継続世帯 1, 1 4 0 円
- (4) 条例第 2 5 条の 3 第 1 項に規定する減額
 - 被保険者均等割 未就学児 1 人につき 5, 2 5 0 円
- (5) 条例第 2 5 条の 3 第 4 項に規定する減額
 - ア 条例第 2 5 条第 1 項第 1 号に規定する世帯における未就学児 1 人につき 1, 5 7 5 円
 - イ 条例第 2 5 条第 1 項第 2 号に規定する世帯における未就学児 1 人につき 2, 6 2 5 円
 - ウ 条例第 2 5 条第 1 項第 3 号に規定する世帯における未就学児 1 人につき 4, 2 0 0 円
- 5 介護納付金賦課額の減額
 - (1) 条例第 2 5 条第 1 項第 1 号に規定する減額
 - ア 被保険者均等割 被保険者 1 人につき 8, 7 5 0 円
 - イ 世帯別平等割 4, 2 0 0 円
 - (2) 条例第 2 5 条第 1 項第 2 号に規定する減額
 - ア 被保険者均等割 被保険者 1 人につき 6, 2 5 0 円
 - イ 世帯別平等割 3, 0 0 0 円
 - (3) 条例第 2 5 条第 1 項第 3 号に規定する減額
 - ア 被保険者均等割 被保険者 1 人につき 2, 5 0 0 円
 - イ 世帯別平等割 1, 2 0 0 円

津市告示第 5 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年安濃町告示第 2 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

安濃区自治会

三重県津市安濃町安濃 1 4 2 7 番地 2

代表者 後久 信昭

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	小林 信男 三重県津市安濃町安濃 1 9 6 9 番地 7
変更後	後久 信昭 三重県津市安濃町安濃 1 2 8 2 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 2 月 2 7 日の定期総会において選任され、同年 3 月 4 日から就任することになったため。

津市告示第 5 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により、令和 4 年 3 月 3 1 日及び令和 4 年 4 月 1 日に専決処分した予算の要領並びに令和 4 年 3 月 2 9 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 4 年 4 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

令和 3 年度津市一般会計補正予算（第 1 4 号）

令和 3 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度津市共同污水处理施設事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度津市水道事業会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度津市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度津市一般会計補正予算（第 1 5 号）

令和 3 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度津市一般会計予算

令和 4 年度津市国民健康保険事業特別会計予算

令和 4 年度津市介護保険事業特別会計予算

令和 4 年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 4 年度津市営浄化槽事業特別会計予算

令和 4 年度津市共同污水处理施設事業特別会計予算

令和 4 年度津市農業集落排水事業特別会計予算

令和 4 年度津市土地区画整理事業特別会計予算

令和 4 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和 4 年度津市棕本財産区特別会計予算

令和 4 年度津市水道事業会計予算

令和 4 年度津市工業用水道事業会計予算

令和 4 年度津市下水道事業会計予算

令和 4 年度津市駐車場事業会計予算

令和 4 年度津市モーターボート競走事業会計予算

令和 4 年度津市一般会計補正予算（第 1 号）

令和３年度津市一般会計補正予算（第１４号）

令和３年度津市の一般会計補正予算（第１４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，０４６，８９５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２４，７９３，２０６千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条 継続費の変更は、「第２表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第３条 繰越明許費の追加、変更は、「第３表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第４条 債務負担行為の追加は、「第４表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第５条 地方債の追加、変更は、「第５表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		39,508,520	1,458,000	40,966,520
	1 市 民 税	17,189,375	1,413,000	18,602,375
	2 固 定 資 産 税	17,722,213	△80,000	17,642,213
	3 軽 自 動 車 税	817,491	40,000	857,491
	4 市 た ば こ 税	1,549,748	130,000	1,679,748
	5 入 湯 税	17,495	10,000	27,495
	6 都 市 計 画 税	2,212,198	△55,000	2,157,198
2 地 方 譲 与 税		980,107	50,182	1,030,289
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	201,000	30,000	231,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	670,000	20,000	690,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	108,106	182	108,288
3 利 子 割 交 付 金		45,000	△11,000	34,000
	1 利 子 割 交 付 金	45,000	△11,000	34,000
4 配 当 割 交 付 金		160,000	20,000	180,000
	1 配 当 割 交 付 金	160,000	20,000	180,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		75,000	25,000	100,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	75,000	25,000	100,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		483,000	50,000	533,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	483,000	50,000	533,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		5,899,000	700,000	6,599,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	5,899,000	700,000	6,599,000
8 ゴルフ場利用税交付金		220,000	70,000	290,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	220,000	70,000	290,000
9 自動車取得税交付金		1	3	4
	1 自動車取得税交付金	1	3	4
10 環 境 性 能 割 交 付 金		80,000	50,000	130,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	80,000	50,000	130,000
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		43,000	958	43,958
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,000	958	43,958
13 地 方 交 付 税		18,069,026	1,839,236	19,908,262

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 地 方 交 付 税	18,069,026	1,839,236	19,908,262
15 分 担 金 及 び 負 担 金		662,161	△3,218	658,943
	1 分 担 金	43,080	△1,126	41,954
	2 負 担 金	619,081	△2,092	616,989
16 使 用 料 及 び 手 数 料		1,899,544	△150,317	1,749,227
	1 使 用 料	1,692,184	△150,505	1,541,679
	2 手 数 料	207,360	188	207,548
17 国 庫 支 出 金		28,799,451	103,346	28,902,797
	1 国 庫 負 担 金	15,851,977	61,472	15,913,449
	2 国 庫 補 助 金	12,942,298	42,549	12,984,847
	3 委 託 金	5,176	△675	4,501
18 県 支 出 金		8,112,431	90,116	8,202,547
	1 県 負 担 金	5,292,715	90,581	5,383,296
	2 県 補 助 金	2,146,670	24,150	2,170,820
	3 委 託 金	673,046	△24,615	648,431
19 財 産 収 入		233,110	59,938	293,048
	1 財 産 運 用 収 入	141,549	1,039	142,588
	2 財 産 売 払 収 入	91,561	58,899	150,460
20 寄 附 金		251,142	933	252,075
	1 寄 附 金	251,142	933	252,075
21 繰 入 金		6,397,636	△3,496,562	2,901,074
	1 他 会 計 繰 入 金	25,692	28,886	54,578
	2 基 金 繰 入 金	6,371,944	△3,525,448	2,846,496
23 諸 収 入		982,738	△31,520	951,218
	1 延滞金、加算金及び過料	55,001	△5,245	49,756
	2 市 預 金 利 子	900	△486	414
	3 貸 付 金 元 利 収 入	65,509	254	65,763
	4 受 託 事 業 収 入	3,056	231	3,287
	5 雑 入	858,272	△26,274	831,998
24 市 債		7,935,500	221,800	8,157,300
	1 市 債	7,935,500	221,800	8,157,300
歳 入 合 計		123,746,311	1,046,895	124,793,206

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		580,214	△7,014	573,200
	1 議 会 費	580,214	△7,014	573,200
2 総 務 費		15,666,551	1,809,237	17,475,788
	1 総 務 管 理 費	13,182,448	1,856,492	15,038,940
	2 徴 税 費	1,246,090	△29,093	1,216,997
	3 戸籍住民基本台帳費	680,339	19,232	699,571
	4 選 挙 費	442,693	△31,557	411,136
	5 統 計 調 査 費	29,271	△4,892	24,379
	6 監 査 委 員 費	85,710	△945	84,765
3 民 生 費		51,518,657	△186,679	51,331,978
	1 社 会 福 祉 費	26,509,031	17,307	26,526,338
	2 児 童 福 祉 費	19,401,888	△203,210	19,198,678
	3 生 活 保 護 費	5,597,638	△776	5,596,862
4 衛 生 費		13,056,860	△226,370	12,830,490
	1 保 健 衛 生 費	5,727,989	△116,212	5,611,777
	2 斎 場 費	292,621	△577	292,044
	3 環 境 費	415,583	△7,266	408,317
	4 清 掃 費	5,403,063	△108,227	5,294,836
	5 産 業 廃 棄 物 処 理 費	20,764	△916	19,848
	7 上 水 道 費	820,113	△1,106	819,007
	8 生 活 排 水 処 理 費	376,727	7,934	384,661
5 労 働 費		79,566	△3,699	75,867
	1 労 働 諸 費	79,566	△3,699	75,867
6 農 林 水 産 業 費		2,323,109	△127	2,322,982
	1 農 業 費	1,409,870	15,253	1,425,123
	2 林 業 費	351,391	△13,202	338,189
	3 水 産 業 費	109,738	△758	108,980
	4 農 業 集 落 排 水 費	452,110	△1,420	450,690
7 商 工 費		1,924,577	△175,415	1,749,162
	1 商 工 費	1,924,577	△175,415	1,749,162
8 土 木 費		14,310,823	△411,434	13,899,389
	1 土 木 管 理 費	282,334	△563	281,771
	2 道 路 橋 り ょ う 費	5,301,938	△182,209	5,119,729
	3 河 川 費	495,895	△14,367	481,528
	4 港 湾 費	122,340	△17,545	104,795
	5 都 市 計 画 費	7,648,780	△196,722	7,452,058

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	6 住 宅 費	459,536	△28	459,508
9 消 防 費		3,839,219	△54,243	3,784,976
	1 消 防 費	3,839,219	△54,243	3,784,976
10 教 育 費		9,368,293	302,655	9,670,948
	1 教 育 総 務 費	2,190,192	△47,692	2,142,500
	2 小 学 校 費	2,099,967	95,422	2,195,389
	3 中 学 校 費	931,087	440,987	1,372,074
	4 幼 稚 園 費	1,240,894	△21,720	1,219,174
	5 社 会 教 育 費	2,311,813	△153,911	2,157,902
	6 短 期 大 学 費	594,340	△10,431	583,909
11 災 害 復 旧 費		1,104	△16	1,088
	1 農林水産業施設災害 復 旧 費	1,104	△16	1,088
歳 出	合 計	123,746,311	1,046,895	124,793,206

第2表 継続費補正

変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎大規模改修事業	1,851,137	令和元年度		1,831,816	令和元年度	
				令和2年度	1,419,071		令和2年度	1,419,071
				令和3年度	432,066		令和3年度	412,745
2 総務費	1 総務管理費	(仮称)津西会館別館整備事業	170,477	令和3年度	146,641	165,843	令和3年度	116,942
				令和4年度	23,836		令和4年度	48,901
7 商工費	1 商工費	榊原自然の森温泉保養館再整備事業(建設工事等)	1,107,987	令和3年度	500,764	1,107,987	令和3年度	499,180
				令和4年度	607,223		令和4年度	608,807
8 土木費	2 道路橋りょう費	津興橋大規模更新事業(旧橋撤去・左岸下部工)	895,000	令和2年度	200,000	823,000	令和2年度	200,000
				令和3年度	695,000		令和3年度	623,000

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民記録システム改修事業	11,880
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業	949,352
3 民生費	2 児童福祉費	児童手当システム改修事業	4,983
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯等臨時特別給付金給付事業	9,018
6 農林水産業費	1 農業費	県営等土地改良事業	9,318
6 農林水産業費	1 農業費	耐震対策ため池改修事業	78,700
6 農林水産業費	2 林業費	県営林道経ヶ峰線開設事業	9,158
7 商工費	1 商工費	青山高原保健休養地崩落法面安全対策事業	17,117
8 土木費	2 道路橋りょう費	地籍調査事業	119,110

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業（市単独事業）	50,500
8 土木費	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	5,000
8 土木費	3 河川費	河川改修事業	23,320
8 土木費	5 都市計画費	都市拠点再生推進事業	4,900
10 教育費	2 小学校費	学校施設維持補修事業	133,523
10 教育費	3 中学校費	学校施設維持補修事業	456,886

変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前	補 正 後
			金 額	金 額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持事業（交付金事業）	310,000	337,720
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業（交付金事業）	72,247	229,444
8 土木費	5 都市計画費	道路新設改良事業	154,800	319,276

第 4 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
津市企業立地促進条例に基づく企業立地奨励金 （令和 3 年中操業開始分）	令和 4 年度から 令和 6 年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の100/100（令和4年度）、75/100（令和5年度）及び50/100（令和6年度）
津市企業立地促進条例に基づく企業立地奨励金 （特定産業分）（令和 3 年中操業開始分）	令和 4 年度から 令和 6 年度まで	当該奨励金交付対象指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税に相当する金額の100/100（令和4年度から令和6年度まで）

第5表 地方債補正

追 加

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
急傾斜地崩壊対策事業	4,800	証書借入 又は 証券発行	年1.5以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては当該見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含 む。)償還とし、政府資金に ついてはその融資条件によ り、銀行その他の場合は、そ の債権者と協定する。ただ し、市財政の都合により繰り 上げ償還することができる。
文化財施設整備事業	1,600			
短期大学施設整備事業	2,400			

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
庁舎等整備事業	19,200	18,100
過疎地域振興事業	70,900	67,200
集会施設整備事業	157,200	122,500
運動施設整備事業	3,900	3,400
認定こども園整備事業	45,500	42,100
農業生産基盤整備事業	36,800	34,300
林道整備事業	15,500	13,100
観光施設整備事業	314,800	350,200
道路整備事業	1,276,200	1,189,100
河川整備事業	111,200	101,600
港湾整備事業	21,600	7,900
消防施設整備事業	35,100	12,000
学校教育施設整備事業	104,700	472,500
学校教育施設解体事業	1,800	1,400
放課後児童施設整備事業	24,600	16,600

令和３年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和３年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１０，４１４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２７，１５４，８３８千円とする。

２ 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		5,198,811	234,104	5,432,915
	1 国民健康保険料	5,198,811	234,104	5,432,915
2 国民健康保険税		259	140	399
	1 国民健康保険税	259	140	399
4 使用料及び手数料		2,634	△637	1,997
	1 手数料	2,634	△637	1,997
5 国庫支出金			12,920	12,920
	2 国庫補助金		12,920	12,920
8 県支出金		19,828,431	△415,327	19,413,104
	2 県補助金	19,828,431	△415,327	19,413,104
10 財産収入		37	17	54
	1 財産運用収入	37	17	54
11 繰入金		1,797,885	162,485	1,960,370
	1 繰入金	1,797,885	162,485	1,960,370
13 諸収入		87,932	16,712	104,644
	1 延滞金、加算金及び過料	43,768	1,012	44,780
	3 雑入	44,164	15,700	59,864
歳入合計		27,144,424	10,414	27,154,838

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		398,420	△6,306	392,114
	1 総 務 管 理 費	285,578	△1,202	284,376
	2 徴 収 費	110,779	△4,770	106,009
	3 運 営 協 議 会 費	524	△220	304
	4 趣 旨 普 及 費	1,539	△114	1,425
2 保 険 給 付 費		19,443,279	△389,287	19,053,992
	1 療 養 諸 費	16,799,419	△280,934	16,518,485
	2 高 額 療 養 費	2,547,380	△99,768	2,447,612
	4 出 産 育 児 諸 費	75,638	△7,985	67,653
	5 葬 祭 諸 費	19,350	△600	18,750
3 国民健康保険事業費 納 付 金		6,758,353		6,758,353
	1 医 療 給 付 費 分	4,756,900		4,756,900
	2 後期高齢者支援金等 分	1,558,354		1,558,354
	3 介 護 納 付 金 分	443,099		443,099
8 保 健 事 業 費		287,352	△20,568	266,784
	1 特定健康診査等事業 費	233,379	△15,089	218,290
	2 保 健 事 業 費	53,973	△5,479	48,494
9 基 金 積 立 金		60,704	425,570	486,274
	1 基 金 積 立 金	60,704	425,570	486,274
11 諸 支 出 金		196,296	1,005	197,301
	2 繰 出 金	27,062	1,005	28,067
歳 出 合 計		27,144,424	10,414	27,154,838

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 診 療 収 入		37,007	△500	36,507
	1 外 来 収 入	33,650	△500	33,150
8 国 庫 支 出 金			500	500
	1 国 庫 補 助 金		500	500
歳 入 合 計		64,403		64,403

令和３年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和３年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２３８，５２０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３０，０５０，９７８千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		6,213,122	△74,539	6,138,583
	1 介 護 保 険 料	6,213,122	△74,539	6,138,583
3 国 庫 支 出 金		6,887,778	115,901	7,003,679
	1 国 庫 負 担 金	5,023,688	92,710	5,116,398
	2 国 庫 補 助 金	1,864,090	23,191	1,887,281
4 支 払 基 金 交 付 金		7,618,706	119,161	7,737,867
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,618,706	119,161	7,737,867
5 県 支 出 金		4,130,316	54,738	4,185,054
	1 県 負 担 金	3,934,779	57,374	3,992,153
	2 県 補 助 金	195,537	△2,636	192,901
6 財 産 収 入		69	337	406
	1 財 産 運 用 収 入	69	337	406
7 繰 入 金		4,443,555	22,922	4,466,477
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,443,555	22,922	4,466,477
歳 入 合 計		29,812,458	238,520	30,050,978

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		436,796	△32,956	403,840
	2 徴 収 費	38,606	△58	38,548
	3 介護認定調査費等費	163,098	△30,079	133,019
	4 介護認定審査会費	87,864	△2,410	85,454
	6 計画策定等関係費	1,013	△409	604
2 保 険 給 付 費		27,571,521	461,800	28,033,321
	1 介護及び予防給付費	26,705,248	490,800	27,196,048
	2 特定入所者介護サービス等費	844,479	△29,000	815,479
3 地 域 支 援 事 業 費		1,251,628	△20,867	1,230,761
	1 一般介護予防事業費	62,780	△983	61,797
	2 包括的支援事業・任意事業費	579,029	△404	578,625
	3 介護予防・生活支援サービス事業費	607,797	△19,480	588,317
4 基 金 積 立 金		270,474	△169,457	101,017
	1 基 金 積 立 金	270,474	△169,457	101,017
歳 出 合 計		29,812,458	238,520	30,050,978

令和３年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）

令和３年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１７，９７６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，０３７，７４６千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		3,098,903	29,858	3,128,761
	1 後期高齢者医療保険料	3,098,903	29,858	3,128,761
2 使用料及び手数料		370	△100	270
	1 手 数 料	370	△100	270
3 繰 入 金		3,905,031	△245,040	3,659,991
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,905,031	△245,040	3,659,991
4 繰 越 金		3	35,115	35,118
	1 繰 越 金	3	35,115	35,118
5 諸 収 入		15,463	198,143	213,606
	1 延滞金、加算金及び過 料	10	472	482
	3 雑 入	8,199	197,671	205,870
歳 入 合 計		7,019,770	17,976	7,037,746

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		97,071	△1,014	96,057
	1 総 務 管 理 費	78,055	△1,014	77,041
	2 徴 収 費	19,016		19,016
2 後期高齢者医療広域連合納付金		6,915,384	18,990	6,934,374
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,915,384	18,990	6,934,374
歳 出 合 計		7,019,770	17,976	7,037,746

令和３年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第２号）

令和３年度津市の市営浄化槽事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，２９０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４４４，５９９千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 地方債の変更は、「第２表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分 担 金 及 び 負 担 金		7,744	40	7,784
	1 分 担 金	7,744	40	7,784
3 国 庫 支 出 金		13,627	△21	13,606
	1 国 庫 補 助 金	13,627	△21	13,606
4 県 支 出 金		5,757	△155	5,602
	1 県 補 助 金	5,757	△155	5,602
5 財 産 収 入		1	3	4
	1 財 産 運 用 収 入	1	3	4
6 繰 入 金		282,612	12,205	294,817
	1 一 般 会 計 繰 入 金	278,645	12,205	290,850
8 市 債		28,900	△9,700	19,200
	1 市 債	28,900	△9,700	19,200
9 諸 収 入		300	918	1,218
	1 雑 入	300	918	1,218
歳 入 合 計		441,309	3,290	444,599

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		21,064	△510	20,554
	1 総 務 管 理 費	21,064	△510	20,554
2 事 業 費		393,711	3,702	397,413
	1 市 営 浄 化 槽 事 業 費	393,711	3,702	397,413
3 基 金 積 立 金		4,228	98	4,326
	1 基 金 積 立 金	4,228	98	4,326
歳 出 合 計		441,309	3,290	444,599

第2表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
市営浄化槽事業	28,900	19,200

令和 3 年度津市共同汚水処理施設事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度津市の共同汚水処理施設事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9 6 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 2, 2 6 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		105,717	2,300	108,017
	1 使用料	105,717	2,300	108,017
2 繰入金		17,502	△3,269	14,233
	1 一般会計繰入金	17,502	△3,269	14,233
歳 入 合 計		123,238	△969	122,269

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		21,229		21,229
	1 総務管理費	21,229		21,229
2 事業費		102,009	△969	101,040
	1 共同污水处理施設事業費	102,009	△969	101,040
歳 出 合 計		123,238	△969	122,269

令和３年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

令和３年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，４２０千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５８６，８６８千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		452,110	△1,420	450,690
	1 繰 入 金	452,110	△1,420	450,690
歳 入 合 計		588,288	△1,420	586,868

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事 業 費		271,397	△1,420	269,977
	1 農業集落排水事業費	271,397	△1,420	269,977
歳 出 合 計		588,288	△1,420	586,868

令和３年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）

令和３年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１９５千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３０４，１７０千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		304,363	△195	304,168
	1 繰 入 金	304,363	△195	304,168
歳 入 合 計		304,365	△195	304,170

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		135,633	△195	135,438
	1 事 業 費	135,633	△195	135,438
歳 出 合 計		304,365	△195	304,170

令和３年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）

令和３年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２７，７７２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６２，７０７千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 越 金		1	10,038	10,039
	1 繰 越 金	1	10,038	10,039
5 諸 収 入		33,328	17,734	51,062
	1 貸 付 金 元 利 収 入	32,849	17,734	50,583
歳 入 合 計		34,935	27,772	62,707

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		33,665	27,772	61,437
	1 総 務 管 理 費	33,665	27,772	61,437
歳 出 合 計		34,935	27,772	62,707

令和3年度津市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度津市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	7,919,340	△154,073	7,765,267
第1項 営 業 収 益	6,184,189	△163,420	6,020,769
第2項 営業外収益	1,725,777	△653	1,725,124
第3項 特 別 利 益	9,374	10,000	19,374

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	8,158,125	△129,108	8,029,017
第1項 営 業 費 用	7,769,977	△129,108	7,640,869

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,667,035千円」を「2,595,157千円」に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	1,953,376	△73,622	1,879,754
第1項 企 業 債	1,610,200	△46,600	1,563,600
第4項 負 担 金	28,672	△27,022	1,650

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	4,620,411	△145,500	4,474,911
第1項 建設改良費	3,489,715	△145,500	3,344,215

（継続費）

第4条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

単位 千円

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	戸木町地内基幹管路更新事業	869,033	令和3年度		869,033	令和3年度	
				令和4年度	492,228		令和4年度	445,500
				令和5年度	376,805		令和5年度	423,533
1 資本的支出	1 建設改良費	水道施設台帳作成事業	117,700	令和3年度	56,100	111,001	令和3年度	49,401
				令和4年度	61,600		令和4年度	61,600

(企業債)

第5条 予算第7条中「1,610,200千円」を「1,563,600千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「810,813千円」を「809,707千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和3年度津市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度津市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	10,779,779	△230,480	10,549,299
第1項 営 業 収 益	3,775,844	△84,046	3,691,798
第2項 営 業 外 収 益	7,003,933	△146,434	6,857,499

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	9,762,933	△277,992	9,484,941
第1項 営 業 費 用	8,557,840	△252,206	8,305,634
第2項 営 業 外 費 用	1,202,450	△27,186	1,175,264
第3項 特 別 損 失	2,643	1,400	4,043

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,122,777千円」を「3,126,666千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	7,421,667	△249,451	7,172,216
第1項 企 業 債	4,863,200	△257,500	4,605,700
第2項 負 担 金	105,828	△9,271	96,557
第3項 補 助 金	2,452,639	17,320	2,469,959

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第 1 款 資本的支出	10,544,444	△245,562	10,298,882
第 1 項 建設改良費	5,308,429	△220,152	5,088,277
第 2 項 流域下水道建設負担金	158,284	△25,410	132,874

(企業債)

第 4 条 予算第 7 条に定めた限度額を次のように改める。

単位 千円		
起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
流域下水道事業負担金	151,900	127,800
公共下水道事業	3,331,300	3,097,900

(他会計からの補助金)

第 5 条 予算第 1 1 条中「3,812,504千円」を「3,677,159千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和３年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条 令和３年度津市モーターボート競走事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条 令和３年度津市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第１款 モーターボート競走事業収益	60,134,678	2,534	60,137,212
第３項 特別利益	0	2,534	2,534

支 出			単位 千円
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第１款 モーターボート競走事業費用	56,020,667	△248,655	55,772,012
第１項 営業費用	55,954,885	△248,655	55,706,230

（資本的収入及び支出）

第３条 予算第４条本文括弧書中「213,318 千円」を「158,208 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出			単位 千円
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第１款 資本的支出	699,726	△55,110	644,616
第１項 建設改良費	699,321	△55,110	644,211

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第４条 予算第７条に定めた経費の金額を、次のように改める。

			単位 千円
科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	414,241	△12,341	401,900
(2) 交際費	967	△580	387

津市長 前 葉 泰 幸

令和３年度津市一般会計補正予算（第１５号）

令和３年度津市の一般会計補正予算（第１５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１９，７５５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２４，８１２，９６１千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条 繰越明許費の追加、変更は、「第２表繰越明許費補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		28,902,797	5,304	28,908,101
	2 国 庫 補 助 金	12,984,847	5,304	12,990,151
21 繰 入 金		2,901,074	14,451	2,915,525
	2 基 金 繰 入 金	2,846,496	14,451	2,860,947
歳 入 合 計		124,793,206	19,755	124,812,961

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		51,331,978	5,304	51,337,282
	1 社 会 福 祉 費	26,526,338	5,304	26,531,642
4 衛 生 費		12,830,490	3,500	12,833,990
	1 保 健 衛 生 費	5,611,777	3,500	5,615,277
8 土 木 費		13,899,389	10,951	13,910,340
	5 都 市 計 画 費	7,452,058	10,951	7,463,009
歳 出 合 計		124,793,206	19,755	124,812,961

第 2 表 繰越明許費補正

追 加 (単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業	5,304

変 更 (単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯等臨時特別給付金給付事業	9,018	59,430

令和 3 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0, 9 5 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 1 5, 1 2 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		304,168	10,951	315,119
	1 繰 入 金	304,168	10,951	315,119
歳 入 合 計		304,170	10,951	315,121

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		135,438	10,951	146,389
	1 事 業 費	135,438	10,951	146,389
歳 出 合 計		304,170	10,951	315,121

第 2 表 繰越明許費補正

変 更

(単位：千円)

款	項	事 業 名	補 正 前	補 正 後
			金 額	金 額
1 土地区画整理事業費	1 事業費	津駅前北部土地区画整理事業	16,947	67,441

令和4年度津市一般会計予算

令和4年度津市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110,535,653千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

（地方債）

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

（一時借入金）

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		41,338,192
	1 市 民 税	18,662,106
	2 固 定 資 産 税	17,874,425
	3 軽 自 動 車 税	914,968
	4 市 た ば こ 税	1,687,277
	5 入 湯 税	28,000
	6 都 市 計 画 税	2,171,416
2 地 方 譲 与 税		1,061,969
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	231,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	690,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	139,968
	5 特 別 と ん 譲 与 税	1,000
3 利 子 割 交 付 金		34,000
	1 利 子 割 交 付 金	34,000
4 配 当 割 交 付 金		180,000
	1 配 当 割 交 付 金	180,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		100,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		650,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	650,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		6,862,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	6,862,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		280,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	280,000
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金		1
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1
10 環 境 性 能 割 交 付 金		200,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	200,000
11 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		43,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	43,000
12 地 方 特 例 交 付 金		180,000

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 地 方 特 例 交 付 金	180,000
13 地 方 交 付 税		18,500,000
	1 地 方 交 付 税	18,500,000
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		34,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	34,000
15 分 担 金 及 び 負 担 金		592,160
	1 分 担 金	25,577
	2 負 担 金	566,583
16 使 用 料 及 び 手 数 料		1,867,175
	1 使 用 料	1,663,867
	2 手 数 料	203,308
17 国 庫 支 出 金		17,236,774
	1 国 庫 負 担 金	13,670,751
	2 国 庫 補 助 金	3,560,603
	3 委 託 金	5,420
18 県 支 出 金		7,877,234
	1 県 負 担 金	5,204,570
	2 県 補 助 金	2,068,304
	3 委 託 金	604,360
19 財 産 収 入		191,101
	1 財 産 運 用 収 入	132,473
	2 財 産 売 払 収 入	58,628
20 寄 附 金		249,466
	1 寄 附 金	249,466
21 繰 入 金		6,631,372
	1 他 会 計 繰 入 金	28,052
	2 基 金 繰 入 金	6,603,320
22 繰 越 金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
23 諸 収 入		827,509
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	50,001
	2 市 預 金 利 子	314
	3 貸 付 金 元 利 収 入	65,023

(単位：千円)

款	項	金 額
	4 受 託 事 業 収 入	1,863
	5 雑 入	710,308
24 市 債		5,499,700
	1 市 債	5,499,700
歳 入	合 計	110,535,653

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		569,035
	1 議 会 費	569,035
2 総 務 費		12,556,243
	1 総 務 管 理 費	10,240,489
	2 徴 税 費	1,362,283
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	644,781
	4 選 挙 費	200,566
	5 統 計 調 査 費	24,511
	6 監 査 委 員 費	83,613
3 民 生 費		43,170,475
	1 社 会 福 祉 費	22,981,946
	2 児 童 福 祉 費	14,812,152
	3 生 活 保 護 費	5,366,277
	4 災 害 救 助 費	10,100
4 衛 生 費		10,800,183
	1 保 健 衛 生 費	3,064,797
	2 斎 場 費	287,847
	3 環 境 費	420,964
	4 清 掃 費	5,672,187
	5 産 業 廃 棄 物 処 理 費	18,858
	7 上 水 道 費	908,145
	8 生 活 排 水 処 理 費	427,385
5 労 働 費		56,257
	1 労 働 諸 費	56,257
6 農 林 水 産 業 費		2,365,417
	1 農 業 費	1,470,088
	2 林 業 費	414,378
	3 水 産 業 費	46,914
	4 農 業 集 落 排 水 費	434,037
7 商 工 費		2,192,968
	1 商 工 費	2,192,968
8 土 木 費		13,427,509
	1 土 木 管 理 費	287,804
	2 道 路 橋 り よ う 費	4,819,802
	3 河 川 費	615,452
	4 港 湾 費	79,339

(単位：千円)

款	項	金 額
	5 都 市 計 画 費	7,202,844
	6 住 宅 費	422,268
9 消 防 費		4,062,831
	1 消 防 費	4,062,831
10 教 育 費		9,558,605
	1 教 育 総 務 費	2,202,846
	2 小 学 校 費	2,097,382
	3 中 学 校 費	939,992
	4 幼 稚 園 費	1,230,564
	5 社 会 教 育 費	2,365,942
	6 短 期 大 学 費	721,879
12 公 債 費		11,654,030
	1 公 債 費	11,654,030
13 諸 支 出 金		22,100
	1 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	22,100
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出	合 計	110,535,653

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	2 道路橋りょう費	一身田町長岡線道路改良事業	130,000	令和4年度	50,000
				令和5年度	80,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	津興橋大規模更新事業（旧橋撤去・下部工）	1,750,000	令和4年度	200,000
				令和5年度	850,000
				令和6年度	700,000

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
津市土地開発公社が先行取得する公共用地の取得（令和4年度先行取得依頼分）	令和4年度から債務完了年度まで	取得費に事務費及び利子を加算した額
津市土地開発公社がその事業運営資金として金融機関等から借り入れる借入金に対する債務保証（令和4年度分）	令和4年度から債務完了年度まで	2,000,000
県議会議員選挙事業	令和5年度	23,384
市長選挙事業	令和5年度	13,567
産業廃棄物税負担事業	令和5年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

第4表 地 方 債

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等解体事業	3,100	証書借入 又は 証券発行	年1.5以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては当該見直し後 の利率)	30か年以内(据置期間 を含む。)償還とし、政 府資金についてはその融 資条件により、銀行その 他の場合は、その債権者 と協定する。ただし、市 財政の都合により繰り上 げ償還することができ る。
集会施設整備事業	42,900			
過疎地域振興事業	67,200			
運動施設整備事業	3,600			
災害援護資金貸付金	22,100			
水道事業会計出資金	560,100			
農業生産基盤整備事業	75,100			
林道整備事業	17,800			
観光施設整備事業	400,900			
道路整備事業	1,269,600			
河川整備事業	199,400			
港湾整備事業	14,000			
街路整備事業	179,500			
公園整備事業	146,600			
消防施設整備事業	307,700			
学校教育施設解体事業	64,300			
学校教育施設整備事業	7,100			
放課後児童施設整備事業	54,700			
公民館施設整備事業	27,500			
図書館施設整備事業	16,000			
短期大学施設整備事業	120,500			
臨時財政対策	1,900,000			

令和４年度津市国民健康保険事業特別会計予算

令和４年度津市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２６，８１１，１５３千円と定める。

２ 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６４，２３８千円と定める。

３ 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条 地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		5,262,035
	1 国民健康保険料	5,262,035
2 国民健康保険税		210
	1 国民健康保険税	210
3 一部負担金		1
	1 一部負担金	1
4 使用料及び手数料		2,190
	1 手数料	2,190
8 県支出金		19,666,697
	2 県補助金	19,666,697
10 財産収入		52
	1 財産運用収入	52
11 繰入金		1,785,933
	1 繰入金	1,785,933
12 繰越金		1
	1 繰越金	1
13 諸収入		94,034
	1 延滞金、加算金及び過料	47,646
	3 雑入	46,388
歳入	合計	26,811,153

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		400,162
	1 総 務 管 理 費	290,707
	2 徴 収 費	107,392
	3 運 営 協 議 会 費	524
	4 趣 旨 普 及 費	1,539
2 保 険 給 付 費		19,347,799
	1 療 養 諸 費	16,715,386
	2 高 額 療 養 費	2,536,317
	3 移 送 費	261
	4 出 産 育 児 諸 費	75,638
	5 葬 祭 諸 費	18,800
	6 傷 病 手 当 金	1,397
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		6,340,989
	1 医 療 給 付 費 分	4,339,537
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,558,354
	3 介 護 納 付 金 分	443,098
7 共 同 事 業 拠 出 金		20
	1 共 同 事 業 拠 出 金	20
8 保 健 事 業 費		286,223
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	233,150
	2 保 健 事 業 費	53,073
9 基 金 積 立 金		373,750
	1 基 金 積 立 金	373,750
11 諸 支 出 金		62,210
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	32,787
	2 繰 出 金	29,423
歳 出 合 計		26,811,153

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 診 療 収 入		34,202
	1 外 来 収 入	30,788
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	3,414
2 使 用 料 及 び 手 数 料		290
	1 使 用 料	53
	2 手 数 料	237
3 繰 入 金		29,423
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	29,423
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		322
	2 雑 入	322
歳 入 合 計		64,238

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		42,766
	1 施 設 管 理 費	42,766
2 医 業 費		20,248
	1 医 業 費	20,248
3 公 債 費		1,224
	1 公 債 費	1,224
歳 出 合 計		64,238

令和4年度津市介護保険事業特別会計予算

令和4年度津市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,704,430千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		6,142,738
	1 介 護 保 険 料	6,142,738
2 使 用 料 及 び 手 数 料		500
	1 手 数 料	500
3 国 庫 支 出 金		6,994,965
	1 国 庫 負 担 金	5,099,492
	2 国 庫 補 助 金	1,895,473
4 支 払 基 金 交 付 金		7,718,585
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,718,585
5 県 支 出 金		4,171,847
	1 県 負 担 金	3,967,578
	2 県 補 助 金	204,269
6 財 産 収 入		72
	1 財 産 運 用 収 入	72
7 繰 入 金		4,664,519
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,497,416
	2 基 金 繰 入 金	167,103
8 繰 越 金		3
	1 繰 越 金	3
9 諸 収 入		11,201
	2 雑 入	10,001
	3 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1,200
歳 入 合 計		29,704,430

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		436,916
	1 総 務 管 理 費	153,781
	2 徴 収 費	28,899
	3 介 護 認 定 調 査 費 等 費	163,292
	4 介 護 認 定 審 査 会 費	86,807
	5 趣 旨 普 及 費	907
	6 計 画 策 定 等 関 係 費	3,230
2 保 険 給 付 費		27,908,682
	1 介 護 及 び 予 防 給 付 費	27,159,615
	2 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	727,083
	3 そ の 他 諸 費	21,984
3 地 域 支 援 事 業 費		1,302,626
	1 一 般 介 護 予 防 事 業 費	90,811
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	613,955
	3 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	595,896
	4 そ の 他 諸 費	1,964
4 基 金 積 立 金		72
	1 基 金 積 立 金	72
6 諸 支 出 金		19,734
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	12,516
	2 繰 出 金	7,218
7 保 健 福 祉 事 業 費		36,400
	1 保 健 福 祉 事 業 費	36,400
歳 出	合 計	29,704,430

令和4年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和4年度津市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7, 198, 484千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		3,245,113
	1 後期高齢者医療保険料	3,245,113
2 使用料及び手数料		370
	1 手 数 料	370
3 繰 入 金		3,936,469
	1 一般会計繰入金	3,936,469
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		16,530
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	3 雑 入	9,520
	4 償還金及び還付加算金	7,000
歳 入	合 計	7,198,484

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		94,159
	1 総 務 管 理 費	74,785
	2 徴 収 費	19,374
2 後期高齢者医療広域連合納付金		7,097,265
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,097,265
3 諸 支 出 金		7,060
	1 償還金及び還付加算金	7,060
歳 出	合 計	7,198,484

令和４年度津市営浄化槽事業特別会計予算

令和４年度津市の市営浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４８４，３３９千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条 地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条 地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		8,284
	1 分 担 金	8,284
2 使 用 料 及 び 手 数 料		103,792
	1 使 用 料	103,792
3 国 庫 支 出 金		15,700
	1 国 庫 補 助 金	15,700
4 県 支 出 金		6,130
	1 県 補 助 金	6,130
5 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
6 繰 入 金		314,356
	1 一 般 会 計 繰 入 金	309,842
	2 基 金 繰 入 金	4,514
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 市 債		35,100
	1 市 債	35,100
9 諸 収 入		975
	1 雑 入	975
歳 入 合 計		484,339

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		26,789
	1 総 務 管 理 費	26,789
2 事 業 費		427,831
	1 市 営 浄 化 槽 事 業 費	427,831
3 基 金 積 立 金		4,821
	1 基 金 積 立 金	4,821
4 公 債 費		24,898
	1 公 債 費	24,898
歳 出 合 計		484,339

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市営浄化槽改造資金融資に伴う損失補償	令和4年度	3,927
産業廃棄物税負担事業	令和5年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額
地方公営企業法適用移行支援業務委託	令和5年度	2,600

第3表 地 方 債

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市営浄化槽事業	35,100	証書借入 又は 証券発行	年1.5以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は当該見直し後の利 率)	40か年以内(据置期 間を含む。)償還と し、政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場合 は、その債権者と協定 する。ただし、市財政 の都合により繰り上げ 償還することができる。

令和４年度津市共同汚水処理施設事業特別会計予算

令和４年度津市の共同汚水処理施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１５９，３００千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条 地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条 地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		123,655
	1 使 用 料	123,655
2 繰 入 金		31,422
	1 一 般 会 計 繰 入 金	31,422
3 財 産 収 入		22
	1 財 産 運 用 収 入	22
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 市 債		4,200
	1 市 債	4,200
歳 入 合 計		159,300

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		28,313
	1 総 務 管 理 費	28,313
2 事 業 費		130,987
	1 共 同 汚 水 処 理 施 設 事 業 費	130,987
歳 出 合 計		159,300

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方公営企業法適用移行支援業務委託	令和5年度	2,600

第3表 地 方 債

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
共同污水处理施設事業	4,200	証書借入 又は 証券発行	年1.5以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は当該見直し後の利 率)	40か年以内(据置期 間を含む。)償還と し、政府資金につい てはその融資条件に よ、銀行その他の場 合は、その債権者と 協定する。ただし、 市財政の都合により 繰り上げ償還するこ とができる。

令和４年度津市農業集落排水事業特別会計予算

令和４年度津市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５８３，９３７千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条 地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

（地方債）

第３条 地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表地方債」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		9,779
	1 分 担 金	9,779
2 使 用 料 及 び 手 数 料		127,709
	1 使 用 料	127,709
3 財 産 収 入		11
	1 財 産 運 用 収 入	11
4 繰 入 金		434,037
	1 繰 入 金	434,037
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 市 債		12,400
	1 市 債	12,400
歳 入	合 計	583,937

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		38,741
	1 総 務 管 理 費	38,741
2 事 業 費		247,160
	1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	247,160
3 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
4 公 債 費		298,035
	1 公 債 費	298,035
歳 出	合 計	583,937

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方公営企業法適用移行支援業務委託	令和5年度	7,700

第3表 地 方 債

(単位：千円、%)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農集集落排水事業	12,400	証書借入 又は 証券発行	年1.5以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は当該見直し後の利 率)	40か年以内(据置期 間を含む。)償還と し、政府資金につい てはその融資条件に よ、銀行その他の場 合は、その債権者と 協定する。ただし、 市財政の都合により 繰り上げ償還するこ とができる。

令和4年度津市土地区画整理事業特別会計予算

令和4年度津市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ227,008千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
3 繰入金		227,006
	1 繰入金	227,006
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		227,008

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		81,624
	1 事業費	81,624
2 公債費		145,384
	1 公債費	145,384
歳 出 合 計		227,008

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	令和 5 年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

令和4年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和4年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,860千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		1,588
	1 県 補 助 金	1,588
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		27,271
	1 貸 付 金 元 利 収 入	26,761
	2 雑 入	510
歳 入 合 計		28,860

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		28,860
	1 総 務 管 理 費	28,860
歳 出 合 計		28,860

令和4年度津市棕本財産区特別会計予算

令和4年度津市の棕本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ501千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
2 繰 入 金		494
	1 基 金 繰 入 金	494
3 繰 越 金		5
	1 繰 越 金	5
4 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		501

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		500
	1 総 務 管 理 費	500
2 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
歳 出 合 計		501

令和4年度津市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度津市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	137,000 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	39,885,000 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	109,274 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	配水管布設工事 配水施設整備工事 浄水施設整備工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	単位 千円
第1款 水道事業収益	9,420,574
第1項 営 業 収 益	8,139,618
第2項 営 業 外 収 益	1,275,315
第3項 特 別 利 益	5,641

支 出	単位 千円
第1款 水道事業費用	8,184,877
第1項 営 業 費 用	7,760,721
第2項 営 業 外 費 用	415,724
第3項 特 別 損 失	8,432

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,668,533 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		単位 千円
第1款	資本的収入	3,424,426
第1項	企業債	1,926,600
第2項	出資金	560,100
第3項	補助金	617,820
第4項	負担金	319,906

支 出		単位 千円
第1款	資本的支出	6,092,959
第1項	建設改良費	4,832,016
第2項	企業債償還金	1,160,936
第3項	投資	100,007

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

				単位 千円
款	項	事業名	総額	年度 年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	高茶屋浄水場 電気計装設備等 更新事業	1,211,158	令和4年度 3,005
				令和5年度 941,024
				令和6年度 267,129
1 資本的支出	1 建設改良費	殿村及び野田地 内基幹管路更新 事業	940,406	令和4年度 321,383
				令和5年度 619,023

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
産業廃棄物税負担事業	令和5年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道建設改良資金にあてるため	千円 1,926,600	証書借入 又は 証券発行	年1.5以内 [%] (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	40か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができ

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円

職員給与費	913,688
-------	---------

(他会計からの補助金)

第10条 経営健全化のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、348,045千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、85,003 千円と定める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和4年度津市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度津市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	1 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	360,000 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	986 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	単位 千円
第1款 工業用水道事業収益	23,780
第1項 営 業 収 益	23,760
第2項 営業外収益	20

支 出	単位 千円
第1款 工業用水道事業費用	20,800
第1項 営 業 費 用	19,800
第2項 営業外費用	1,000

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（支出額 500千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

支 出	単位 千円
第1款 資本的支出	500
第1項 建設改良費	500

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(たな卸資産購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、550 千円と定める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和4年度津市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度津市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	60,581 戸
(2) 年 間 総 排 水 量	14,558,000 m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	39,885 m ³
(4) 主要な建設改良事業	汚水管渠建設工事 雨水管渠建設工事 雨水ポンプ場建設工事

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		単位 千円
第1款 下水道事業収益	10,802,803	
第1項 営 業 収 益	3,572,373	
第2項 営 業 外 収 益	7,230,428	
第3項 特 別 利 益	2	
支 出		単位 千円
第1款 下水道事業費用	9,692,347	
第1項 営 業 費 用	8,611,962	
第2項 営 業 外 費 用	1,077,841	
第3項 特 別 損 失	2,544	

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 3,101,037千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

単位 千円

第1款 資本的収入	6,719,867
第1項 企業債	4,340,100
第2項 負担金	123,302
第3項 補助金	2,256,465

支 出

単位 千円

第1款 資本的支出	9,820,904
第1項 建設改良費	4,468,849
第2項 流域下水道建設負担金	178,905
第3項 企業債償還金	5,173,150

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

単位 千円

款	項	事業名	総額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	藤方第2雨水幹線築造事業	5,400,000	令和4年度	135,000
				令和5年度	1,000,000
				令和6年度	940,000
				令和7年度	1,430,000
				令和8年度	1,895,000
1 資本的支出	1 建設改良費	半田川田第1雨水幹線築造事業(その2)	1,500,000	令和4年度	2,000
				令和5年度	400,000
				令和6年度	400,000
				令和7年度	698,000
1 資本的支出	1 建設改良費	半田川田ポンプ場ポンプ設備に伴う電気設備築造事業	590,000	令和4年度	153,400
				令和5年度	436,600

単位 千円

款	項	事業名	総額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	極楽橋ポンプ場ポンプ設備 (No.3ポンプ等)改築事業	423, 100	令和4年度	34, 600
				令和5年度	388, 500
1 資本的支出	1 建設改良費	新町ポンプ場ポンプ設備 (3号ポンプ等)改築事業	352, 620	令和4年度	41, 600
				令和5年度	311, 020

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金融資に伴う損失補償	令和4年度	15, 918千円
産業廃棄物税負担事業	令和5年度	工事等に伴い発生する産業廃棄物について三重県産業廃棄物税条例により排出事業者が納付した産業廃棄物税のうち当該工事等に係る額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業負担金	千円 172, 600	証書借入又は証券発行	％ 年1.5以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	40か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
公共下水道事業	2, 781, 500			
資本費平準化	1, 386, 000			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、4, 000, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円	
職員給与費	554,307

(他会計からの補助金)

第11条 経営健全化のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,057,674千円である。

津市長 前 葉 泰 幸

令和4年度津市駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度津市駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容可能台数	1, 225台
(2) 年間駐車台数	697, 000台
(3) 一日平均駐車台数	1, 916台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 駐車場事業収益	182, 460千円
第1項 営 業 収 益	180, 200千円
第2項 営 業 外 収 益	2, 260千円

支 出	
第1款 駐車場事業費用	198, 056千円
第1項 営 業 費 用	192, 363千円
第2項 営 業 外 費 用	5, 693千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額53, 522千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

支 出	
第1款 資本的支出	53, 522千円
第1項 建設改良費	12, 563千円
第2項 企業債償還金	5, 964千円
第3項 他会計長期借入金償還金	34, 995千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費を流用することができる場合は、消費税及び地

方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	8, 7 0 1 千円
-------	-------------

津市長 前 葉 泰 幸

令和4年度津市モーターボート競走事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度津市モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間開催日数	180 日
(2) 年間舟券発売金	52,397,600 千円
(3) 1日平均舟券発売金	291,098 千円
(4) 年間場間場外受託発売金	10,569,000 千円
(5) 主要な建設改良事業	競技棟等整備工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		単位 千円
第1款 モーターボート競走事業収益		54,430,690
第1項 営業収益		54,331,599
第2項 営業外収益		99,091
支 出		単位 千円
第1款 モーターボート競走事業費用		51,265,336
第1項 営業費用		51,097,543
第2項 営業外費用		167,793

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額337,916千円は当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		単位 千円
第1款 資本的収入		1,418,111
第3項 基金繰入金		1,418,111

支 出		単位 千円
第1款 資本的支出		1,756,027

第 1 項 建設改良費	1,755,991
第 3 項 投資	36

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

単位 千円

(1) 職員給与費	439,297
(2) 交際費	895

(重要な資産の取得及び処分)

第 8 条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
機 器	自動火災報知設備機器	一 式
機 器	入室管理認証装置	一 式
機 器	発券機	一 式
機 器	新 5 0 0 円硬貨対応機器	一 式

津市長 前 葉 泰 幸

令和4年度津市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度津市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800,049千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111,335,702千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		17,236,774	699,895	17,936,669
	1 国 庫 負 担 金	13,670,751	539,432	14,210,183
	2 国 庫 補 助 金	3,560,603	160,463	3,721,066
21 繰 入 金		6,631,372	11,700	6,643,072
	2 基 金 繰 入 金	6,603,320	11,700	6,615,020
23 諸 収 入		827,509	1,154	828,663
	5 雑 入	710,308	1,154	711,462
24 市 債		5,499,700	87,300	5,587,000
	1 市 債	5,499,700	87,300	5,587,000
歳 入 合 計		110,535,653	800,049	111,335,702

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		10,800,183	604,049	11,404,232
	1 保 健 衛 生 費	3,064,797	604,049	3,668,846
8 土 木 費		13,427,509	196,000	13,623,509
	5 都 市 計 画 費	7,202,844	196,000	7,398,844
歳 出 合 計		110,535,653	800,049	111,335,702

第2表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
公園整備事業	146,600	233,900

津市告示第 5 8 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき寄附金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 収納する寄附金

ふるさと津かがやき寄附金

2 委託先

(1) 津市栄町三丁目 1 2 3 番地 1

株式会社百五カード

(2) 愛知県名古屋市中区錦一丁目 4 番 6 号

株式会社中部しんきんカード

(3) 東京都渋谷区渋谷二丁目 2 4 番 1 2 号

株式会社トラストバンク

3 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 5 9 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市コミュニティバス北部地域の使用料
- 2 委託先
津市大門 1 5 番 2 2 号
三重第一交通株式会社
- 3 委託期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 4 月 3 0 日まで

津市告示第 6 0 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス南部地域「久居北・片田・高茶屋ルート及び久居南・雲出ルート」の使用料

2 委託先

津市中央 1 番 1 号
三重交通株式会社

3 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 4 月 3 0 日まで

津市告示第 6 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市コミュニティバス南部地域「久居西循環ルート」の使用料
- 2 委託先
津市稲葉町 4 2 5 番地 1
株式会社キタモリ 津営業所
- 3 委託期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 4 月 3 0 日まで

津市告示第 6 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市コミュニティバス北西部地域（芸濃地域）の使用料
- 2 委託先
津市大門 1 5 番 2 2 号
三重第一交通株式会社
- 3 委託期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 4 月 3 0 日まで

津市告示第 6 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市コミュニティバス北西部地域（安濃地域）の使用料
- 2 委託先
津市大門 1 5 番 2 2 号
三重第一交通株式会社
- 3 委託期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 4 月 3 0 日まで

津市告示第 6 4 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市コミュニティバス南西部地域（美里地域）の使用料
- 2 委託先
津市中央 1 番 1 号
三重交通株式会社
- 3 委託期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 4 月 3 0 日まで

津市告示第 6 5 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市コミュニティバス南西部地域（一志地域）の使用料
- 2 委託先
津市一志町庄村 2 5 8 番地
嬉野タクシー有限公司 一志出張所
- 3 委託期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 6 月 3 0 日まで

津市告示第 6 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市コミュニティバス南西部地域（白山地域）の使用料
- 2 委託先
津市中央 1 番 1 号
三重交通株式会社
- 3 委託期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 4 月 3 0 日まで

津市告示第 6 7 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス南西部地域（美杉地域）「美杉東ルート及び美杉西ルート」の使用料

2 委託先

津市中央 1 番 1 号
三重交通株式会社

3 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 4 月 3 0 日まで

津市告示第 6 8 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料

津市コミュニティバス南西部地域（美杉地域）「美杉南ルート及び美杉循環ルート」の使用料

2 委託先

津市雲出本郷町 2 0 8 6 番地 2
株式会社カーステージ三重

3 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 4 月 3 0 日まで

津市告示第 6 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 1 0 1 4 美松園団地第 4 号線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市白塚町字泥 1 1 7 6 番 1 地先内	旧	1.5～ 3.7	49.2
津市白塚町字泥 1 1 7 6 番 1 地先内	新	2.7～ 6.0	49.2

2 路線名 3 3 5 芸中小場左馬線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市芸濃町棕本字大笹 5 2 1 9 番 1 地先から津市芸濃町棕本字山中 5 0 9 3 番 1 地先まで	旧	1.8～ 3.7	42.1
津市芸濃町棕本字大笹 5 2 1 9 番 1 地先から津市芸濃町棕本字山中 5 0 9 3 番 1 地先まで	新	6.0～ 10.2	42.1

津市告示第 7 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
1 0 1 4	美松園団地第 4 号線	津市白塚町字泥 1 1 7 6 番 1 地先内	令和 4 年 4 月 7 日
3 3 5	芸中小場左馬線	津市芸濃町棕本字大笹 5 2 1 9 番 1 地先から津市芸濃町棕本字山中 5 0 9 3 番 1 地先まで	令和 4 年 4 月 7 日

津市告示第 7 1 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、次の区域の地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業計画が定められた年月日

令和 4 年 3 月 9 日

2 調査を実施する者の名称

津市

3 調査地域

白塚、小戸木、江戸橋・桜橋①、江戸橋・桜橋②、新町、波瀬・八手俣及び上ノ村

4 調査期間

調査地域のうち、白塚は告示の日から令和 4 年 5 月 3 1 日まで、小戸木は告示の日から令和 4 年 6 月 3 0 日まで、江戸橋・桜橋①、江戸橋・桜橋②、新町、波瀬・八手俣及び上ノ村は告示の日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 7 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している
自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 4 年 3 月 1 日
一身田中野地内	1	令和 4 年 3 月 3 日
一志町庄村地内	1	令和 4 年 3 月 3 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	3	令和 4 年 3 月 8 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 4 年 3 月 1 0 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 4 年 3 月 1 4 日
高茶屋一丁目地内	1	令和 4 年 3 月 1 4 日
高茶屋小森町地内	1	令和 4 年 3 月 1 4 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	3	令和 4 年 3 月 1 5 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 4 年 3 月 1 5 日
垂水地内	1	令和 4 年 3 月 1 8 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 4 年 3 月 2 3 日
アスト公共自転車等駐車場	8 0	令和 4 年 3 月 2 4 日
垂水地内	1	令和 4 年 3 月 2 4 日
アスト公共自転車等駐車場	4 2	令和 4 年 3 月 2 5 日
久居駅前第 1 公共自転車等駐車場	4 6	令和 4 年 3 月 2 5 日
久居駅前第 2 公共自転車等駐車場	3 2	令和 4 年 3 月 2 8 日
アスト公共自転車等駐車場	2	令和 4 年 3 月 2 8 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 4 年 3 月 2 9 日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 4 年 3 月 2 9 日
丸之内地内	1	令和 4 年 3 月 2 9 日
柳山津興地内	1	令和 4 年 3 月 2 9 日

津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	3	令和4年3月30日
------------------	---	-----------

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第 7 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市共同浴場さくらゆの入浴料金
- 2 委託先
津市相生町 9 8 番地
さくら湯運営委員会 代表 田邊 知子
- 3 委託期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 5 月 3 1 日まで

津市告示第 7 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年津市告示第 2 9 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

産品自治会

三重県津市産品 1 5 9 3 番地

代表者 野田 重實

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	小林 久男 三重県津市産品 4 3 0 番地
変更後	野田 重實 三重県津市産品 4 2 0 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 3 月 2 7 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 7 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年安濃町告示第 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

井上区自治会

三重県津市安濃町川西 1 4 4 6 番地

代表者 丸山 耕一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	笠井 龍夫 三重県津市安濃町川西 1 2 7 4 番地 1
変更後	丸山 耕一 三重県津市安濃町川西 1 4 9 1 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 3 月 1 3 日の定期総会において改選され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 7 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 8 年津市告示第 5 2 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

岡南区自治会

三重県津市安濃町川西 4 2 番地

代表者 眞柄 和生

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	中山 千秋 三重県津市安濃町川西 6 0 番地
変更後	眞柄 和生 三重県津市安濃町川西 2 0 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 3 月 1 3 日の定期総会において改選され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 7 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 1 年津市告示第 6 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

大塚区自治会

三重県津市安濃町大塚 5 3 9 番地 9

代表者 石崎 清二

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	石崎 清二 三重県津市安濃町大塚 3 0 2 番地
変更後	田野田 彰 三重県津市安濃町大塚 3 2 0 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 2 月 1 3 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 7 8 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき手数料の徴収又は収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収又は収納する手数料
放置自転車等撤去保管料
- 2 委託先
津市雲出本郷町 2 0 8 6 番地 2
株式会社カーステージ三重
- 3 委託期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 4 月 3 0 日まで

津市告示第 7 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年津市告示第 1 0 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

安東町鹿毛自治会

三重県津市安東町 1 9 4 6 番地

代表者 阿曾 得夫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	岡田 正信 三重県津市安東町 1 9 5 2 番地
変更後	阿曾 得夫 三重県津市安東町 1 9 7 5 番地 5

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 3 月 2 7 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 8 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 3 年津市告示第 2 2 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

広永自治会

三重県津市分部 2 9 6 5 番地

代表者 平松 眞吾

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	平松 眞吾 三重県津市分部 4 0 9 番地
変更後	別所 英樹 三重県津市分部 4 2 0 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 1 月 2 6 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 8 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 0 年津市告示第 5 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

小舟自治会

三重県津市小舟 5 0 2 番地

代表者 田中 芳晴

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	森 俊子 三重県津市小舟 1 6 番地
変更後	田中 芳晴 三重県津市小舟 4 5 4 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 2 月 2 7 日の臨時総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 8 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 2 年津市告示第 2 7 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

コモンヒルズ西が丘自治会

三重県津市一身田上津部田 3 0 9 0 番地 7

代表者 若林 広繁

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前	須澤 尚久 三重県津市一身田上津部田 3 0 9 0 番地 3 8
変更後	若林 広繁 三重県津市一身田上津部田 3 0 9 0 番地 7

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県津市一身田上津部田 3 0 9 0 番地 3 8
変更後	三重県津市一身田上津部田 3 0 9 0 番地 7

3 変更年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

地縁による団体の代表者及び事務所の所在地の変更が、令和 4 年 2 月 2 7 日の定期総会において承認されたため。

津市告示第 8 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 2 年津市告示第 4 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

津グリーンビレッジ雲出自治会

三重県津市雲出本郷町 1 4 6 1 番地 5 9

代表者 岸 進

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	嶋田 栄子 三重県津市雲出本郷町 1 4 6 1 番地 4 5
変更後	岸 進 三重県津市雲出本郷町 1 3 9 9 番地 4 7

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 3 月 2 0 日の定期総会において選任され、同年 3 月 2 7 日から就任することになったため。

津市告示第 8 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
R e s o r a 株式会社
- 2 事業所の名称
R e s o r a 居宅介護支援センター津
- 3 事業所の所在地
津市豊が丘三丁目 1 8 番 2 号
- 4 指定年月日
令和 4 年 5 月 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

津市告示第 8 5 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 収納する使用料
津市久居総合福祉会館の使用料
- 2 委託先
津市三重町津興 4 3 3 番地 7
公益社団法人津市シルバー人材センター
- 3 委託期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 8 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年芸濃町告示第 2 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

中瀬古自治会

三重県津市芸濃町雲林院 6 1 6 番地

代表者 保地 源

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	保地 源 三重県津市芸濃町雲林院 5 7 6 番地
変更後	松谷 秀樹 三重県津市芸濃町雲林院 6 5 3 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 4 月 2 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 8 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年芸濃町告示第 1 4 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

中縄区自治会

三重県津市芸濃町中縄 8 7 6 番地 3

代表者 高士 正次

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	西川 満 三重県津市芸濃町中縄 2 3 9 番地 3
変更後	高士 正次 三重県津市芸濃町中縄 2 0 0 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 3 月 2 7 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 8 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 8 年芸濃町告示第 6 0 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

楠原区自治会

三重県津市芸濃町楠原 4 2 3 番地

代表者 林 照夫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	山田 孝浩 三重県津市芸濃町楠原 4 0 6 番地 1
変更後	林 照夫 三重県津市芸濃町楠原 4 4 7 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 4 年 3 月 2 3 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市公告第 4 5 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 4 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

504040102

公 告 日	令和4年4月1日	業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	令和４年度営ス振第１－１号 メッセウイング・みえ空調設備改修工事に係る設計業務委託				
業 務 場 所	津市 北河路町 地内				
業 務 概 要	空調設備改修設計業務委託 一式				
期 間	契約締結の日から 令和4年10月28日 まで				
発 注 業 種	建築関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント	部 門	建築一般かつ暖冷房
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者(本市発注業務における専任配置)		
その他要件	「建築一般」及び「暖冷房」の両方を希望部門としていること				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月15日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月15日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870－20 TEL059-228-9811			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和4年4月7日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和4年4月12日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎 7 階） F A X 059－229－3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和4年4月15日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月20日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7 階 入札室				
予 定 価 格	2,489,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。 ・ 令和４～７年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。				

事後審査型条件付一般競争入札

504040103

公 告 日	令和4年4月1日	業 務 担 当 課	建設整備課		
業 務 名	令和４年度建整特第１－２号 雲出野田線取付道路詳細設計業務委託				
業 務 場 所	津市 半田	地内			
業 務 概 要	道路詳細設計 一式				
期 間	契約締結の日から 令和4年7月25日 まで				
発 注 業 種	土木関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント	部門	道路
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	管理技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者（本市発注業務における専任配置）		
		照査技術者	同業種（同部門）に係る技術士、技術管理者又はR C C Mのいずれかの者		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月15日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月15日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870－20 TEL059-228-9811			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和4年4月7日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和4年4月12日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎 7 階） F A X 059－229－3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和4年4月15日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月20日 午前9時10分 津市役所（本庁舎）7 階 入札室				
予 定 価 格	2,653,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。 ・令和４～７年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。				

事後審査型条件付一般競争入札

504040104

公 告 日	令和4年4月1日	業 務 担 当 課	建設整備課		
業 務 名	令和４年度建整特第１－１号 雲出野田線取付道路路線測量業務委託				
業 務 場 所	津市 半田	地内			
業 務 概 要	路線測量 一式				
期 間	契約締結の日から 令和4年7月25日 まで				
発 注 業 種	測量				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種	測量	部門	測量一般
		測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	測量士(本市発注業務における専任配置)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月15日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月15日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870－20 TEL059-228-9811			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和4年4月7日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和4年4月12日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎 7 階） F A X 059－229－3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和4年4月15日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月20日 午前9時20分 津市役所（本庁舎）7 階 入札室				
予 定 価 格	3,229,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。 ・令和４～７年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。				

事後審査型条件付一般競争入札

504040105

公 告 日	令和4年4月1日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和4年度北公維第1号 偕楽霊苑内道路改修工事			
工 事 場 所	津市 観音寺町	地内		
工 事 概 要	表層 39m2 側溝工 120m 集水桝・マンホール工 3箇所			
工 期	契約締結の日から 令和4年7月11日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【フロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D
		【フロック】	【地区】	【格付】
		【フロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月15日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月15日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年4月7日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和4年4月12日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和4年4月15日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月20日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	3,353,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・令和4～7年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。 <u>・本件は週休2日モデル工事(受注者希望型) 試行案件です。</u> <u>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</u>			

事後審査型条件付一般競争入札

504040106

公 告 日	令和4年4月1日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和４年度北道維第２号 東古河町地内道路改修工事			
工 事 場 所	津市 東古河町	地内		
工 事 概 要	表層 30m2 側溝工 67m 集水桝・マンホール工 1箇所			
工 期	契約締結の日から 令和4年7月29日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参加資格 に関する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月15日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月15日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和4年4月7日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和4年4月12日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎 7 階） F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和4年4月15日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月20日 午前9時50分 津市役所（本庁舎）7 階 入札室			
予 定 価 格	3,809,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 令和４～７年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。			

事後審査型条件付一般競争入札

504040107

公 告 日	令和4年4月1日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和４年度北道維第１号 下弁財町津興地内道路改修工事			
工 事 場 所	津市 下弁財町津興	地内		
工 事 概 要	表層 547m2 側溝工 123m 集水桝・マンホール工 4箇所			
工 期	契約締結の日から 令和4年8月26日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参加資格 に関する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件				
設計図書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月15日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月15日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和4年4月7日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和4年4月12日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎 7 階） F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和4年4月15日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月20日 午前10時10分 津市役所（本庁舎）7 階 入札室			
予 定 価 格	6,559,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 令和４～７年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。			

事後審査型条件付一般競争入札

504040108

公 告 日	令和4年4月1日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和４年度北道維第３号 安濃町田端上野地内道路改修工事			
工 事 場 所	津市 安濃町田端上野 地内			
工 事 概 要	表層 41m2 側溝工 103m 集水桝・マンホール工 1箇所			
工 期	契約締結の日から 令和4年8月26日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸﾞ】安芸	【地区】安濃	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸﾞ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里	【格付】D
		【ﾌﾟﾛｸﾞｯｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月15日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月15日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年4月7日 午後５時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和4年4月12日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和4年4月15日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月20日 午前10時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	6,278,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・令和４～７年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。 <u>・本件は週休２日モデル工事（受注者希望型）試行案件です。</u> <u>週休２日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</u>			

事後審査型条件付一般競争入札

504040109

公 告 日	令和4年4月1日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和４年度北道維第５号 新町一丁目及び新町二丁目地内道路改修（舗装）工事			
工 事 場 所	津市 新町一丁目及び新町二丁目 地内			
工 事 概 要	表層 289m2 側溝工 6m 集水桝・マンホール工 1箇所			
工 期	契約締結の日から 令和4年6月24日 まで			
発 注 業 種	舗装			
参加資格 に関する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】 C
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月15日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月15日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和4年4月7日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和4年4月12日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎 7 階） F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和4年4月15日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月20日 午前10時40分 津市役所（本庁舎）7 階 入札室			
予 定 価 格	3,139,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 令和４～７年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。			

事後審査型条件付一般競争入札

504040110

公 告 日	令和4年4月1日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和４年度北道維第４号 上浜町六丁目地内道路改修(舗装)工事			
工 事 場 所	津市 上浜町六丁目	地内		
工 事 概 要	表層 372m2			
工 期	契約締結の日から 令和4年6月24日 まで			
発 注 業 種	舗装			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】 C
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置 (主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月15日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月15日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提 出 期 限	令和4年4月7日 午後５時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和4年4月12日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎 7 階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和4年4月15日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便 (株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和4年4月20日 午前11時00分 津市役所 (本庁舎) 7 階 入札室			
予 定 価 格	3,523,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 令和４～７年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。			

事後審査型条件付一般競争入札

504040111

公 告 日	令和4年4月1日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和3年度南橋維補第2号 1005-1号橋橋梁長寿命化修繕（上部工）工事				
工事場所	津市 美杉町竹原		地内		
工事概要	断面修復工 一式				
工 期	契約締結の日から 令和4年8月26日 まで				
発注業種	鋼構造物				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件	過去10年間(平成24年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり鋼構造物工事で発注された、鋼橋架設工事又は修繕工事(ただし、いずれの場合も支間長10m以上かつ幅員4m以上の鋼道路橋(歩道橋を除く。))に限る。)			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和元年10月1日～令和2年9月30日)				
設計図書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月15日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月15日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811			
設計図書等 に関する 質 問	提 出 期 限	令和4年4月7日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和4年4月12日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和4年4月15日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時 及び場所	令和4年4月20日 午前11時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	4,868,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・令和4～7年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。				

事後審査型条件付一般競争入札

504040112

公 告 日	令和4年4月1日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和４年度北道維環第１号 棕本安西線道路整備（舗装）工事			
工 事 場 所	津市 芸濃町棕本	地内		
工 事 概 要	表層 864m2 基層 864m2			
工 期	契約締結の日から 令和4年7月25日 まで			
発 注 業 種	舗装			
参加資格 に関する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】安芸	【地区】芸濃・河芸・美里・安濃	【格付】Ｂ・Ａ
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】久居	【地区】一志・白山・美杉	【格付】Ｂ
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月22日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月22日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等 に関する 質 問	提 出 期 限	令和4年4月13日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和4年4月18日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎 7 階） F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和4年4月22日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月27日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7 階 入札室			
予 定 価 格	9,127,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 令和４～７年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。			

事後審査型条件付一般競争入札

504040113

公 告 日	令和4年4月1日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和４年度北道維補第１号 大里睦合山室町線道路改良（舗装）工事			
工 事 場 所	津市 あのつ台三丁目ほか２町 地内			
工 事 概 要	表層 2,545m2 基層 2,500m2 上層路盤 2,500m2 下層路盤 2,500m2			
工 期	契約締結の日から 令和4年9月30日 まで			
発 注 業 種	舗装			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任（監理）技術者	2級土木施工管理技士（土木）又は同等以上の者（専任配置）	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月22日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月22日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年4月13日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和4年4月18日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和4年4月22日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月27日 午前9時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	37,274,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・令和４～7年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。 ・<u>本件は週休２日モデル工事（受注者希望型）試行案件です。</u> ・<u>週休２日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</u>			

事後審査型条件付一般競争入札

504040114

公 告 日	令和4年4月1日	工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和４年度建整道新補第１号 高茶屋小森町第２４号線道路改良工事			
工 事 場 所	津市 高茶屋小森町 地内			
工 事 概 要	側溝工 204m 集水桝・マンホール工 17箇所 表層 727m2 縁石工 112m			
工 期	契約締結の日から 令和4年11月30日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月22日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月22日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提 出 期 限	令和4年4月13日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和4年4月18日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎７階） F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和4年4月22日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和4年4月27日 午前9時30分 津市役所（本庁舎）７階 入札室			
予 定 価 格	31,774,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 令和４～７年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。			

事後審査型条件付一般競争入札

504040115

公 告 日	令和4年4月1日		工 事 担 当 課	営繕課
工 事 名	令和４年度営教総第１号 旧津市立豊津幼稚園解体工事			
工 事 場 所	津市 河芸町一色		地内	
工 事 概 要	解体 旧津市立豊津幼稚園 鉄筋コンクリート造2階建 延面積752m2 外構、構内整備 ※上記に係る解体工事 一式			
工 期	契約締結の日から 令和4年10月14日 まで			
発 注 業 種	解体			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成24年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり 解体又はとび・土工・コンクリート工事等で発注された解体工事等 (建築一式工事等に含まれるものを除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置 (専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)	
その他要件	産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月22日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月22日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年4月13日 午後 5 時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和4年4月18日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和4年4月22日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月27日 午前9時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	61,120,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・令和4～7年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。			

事後審査型条件付一般競争入札

504040116

公 告 日	令和4年4月1日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和４年度営里地補第３号 津市美里文化センター空調設備改修工事			
工 事 場 所	津市 美里町三郷 地内			
工 事 概 要	空調設備改修 自動制御設備改修 一式 吸収冷温水機 １基 ※上記に係る機械設備工事等 一式 冷却塔 １基 冷温水ポンプ １台 冷却水ポンプ １台			
工 期	契約締結の日から 令和5年2月28日 まで			
発 注 業 種	管			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	２級管工事施工管理技士又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件				
設計図書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月22日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月22日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和4年4月13日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和4年4月18日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎 7 階） F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和4年4月22日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月27日 午前9時50分 津市役所（本庁舎）7 階 入札室			
予 定 価 格	46,139,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、３ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・令和４～７年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。			

事後審査型条件付一般競争入札

504040117

公 告 日	令和4年4月1日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和４年度営短第２号 三重短期大学校舎棟外壁等改修工事			
工 事 場 所	津市 一身田中野	地内		
工 事 概 要	改修 (防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修) 外構 ※上記に係る建築工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 令和5年2月3日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参加資格 に関する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月22日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月22日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等 に関する 質 問	提 出 期 限	令和4年4月13日 午後５時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和4年4月18日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和4年4月22日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月27日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	136,345,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・令和4～7年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。			

津市公告第46号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和4年4月1日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和3年度営教総補第73号
津市立西橋内中学校長寿命化改修（第一期）工事
- (2) 工事場所 津市東古河町地内
- (3) 工事概要 改修
(防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、
躯体改修)
外構
※上記に係る建築工事等 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して230日間
- (5) 予定価格 150,691,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 現行の津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者で、令和4～7年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がAの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項ただし書に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。
（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和4年4月1日（金）から同月21日（木）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
 - ア 提出期間 令和4年4月1日（金）から同月21日（木）午後5時まで
 - イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当
 - ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。
- (2) 提出書類
 - ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

- イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し
- ウ 審査基準日が令和元年１０月１日から令和２年９月３０日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し
- オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）
- キ 施工計画書
- ク 宣誓書

(3) 入札参加資格の審査結果については、令和４年５月６日（金）までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

- ア 閲覧期間 令和４年４月１日（金）から同年５月２５日（水）まで
- イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札・契約」

(2) 購入

- ア 購入期間 上記(1)アに同じ
- イ 購入場所 津市垂水２８７０番地２０
有限会社オグラ（電話 ０５９－２２８－９８１１）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

- ア 質問受付 令和４年４月１２日（火）正午までに指定の質問書によりＦＡＸ又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、ＦＡＸの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。
- イ 回答方法 令和４年４月１５日（金）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

- ア 質問受付 令和４年４月２６日（火）正午までに指定の質問書により

F A X又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、F A Xの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和4年5月11日（水）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から令和4年5月25日（水）までに日本郵便株式会社津中央郵便局（以下「津中央郵便局」といいます。）必着とします。ただし、津中央郵便局が、令和4年5月25日（水）のゆうゆう窓口営業時間のいずれかの時間帯に窓口業務を休止した場合に限り、同月26日（木）までに津中央郵便局に到着したものを有効とします。

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和4年5月27日（金）午前9時から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出する

ことにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分 3 箇所封印をしてください。

- (2) 前金払 有

- (3) 部分払 無

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年津市条例第 53 号）に該当するもの

であり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

(7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

(8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

(9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成１８年１月１日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

(10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(11) 本件工事は津市公契約条例（平成２９年津市条例第２２号）第４条第２項に規定する労働報酬下限額を検討するための対象案件です。

労働環境の確保に係る誓約事項及び令和４年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 ０５９－２２９－３１２２

FAX ０５９－２２９－３３３３

津市公告第 4 7 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 4 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和3年度営教総補第74号
津市立橋南中学校長寿命化改修工事
- (2) 工事場所 津市上弁財町津興地内
- (3) 工事概要 改修
(防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、
躯体改修、昇降機設備)
※上記に係る建築工事等 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して250日間
- (5) 予定価格 233,332,000円(税抜き)

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領(平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。)第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査(その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査)の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (5) 現行の津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種と

して登載されている者で、令和４～７年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること

- (6) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がＡの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第２６条第３項ただし書に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は２とします。

（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が１以下であること。）

- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続３か月以上直接的な雇用関係にあるものに限りします。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和４年４月１日（金）から同月２１日（木）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間 令和４年４月１日（金）から同月２１日（木）午後５時まで

イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

- (2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し

- ウ 審査基準日が令和元年１０月１日から令和２年９月３０日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
 - エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し
 - オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
 - カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）
 - キ 施工計画書
 - ク 宣誓書
- (3) 入札参加資格の審査結果については、令和４年５月６日（金）までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

- ア 閲覧期間 令和４年４月１日（金）から同年５月２５日（水）まで
- イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札・契約」

(2) 購入

- ア 購入期間 上記(1)アに同じ
- イ 購入場所 津市垂水２８７０番地２０
有限会社オグラ（電話 ０５９－２２８－９８１１）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

- ア 質問受付 令和４年４月１２日（火）正午までに指定の質問書によりＦＡＸ又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、ＦＡＸの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。
- イ 回答方法 令和４年４月１５日（金）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

- ア 質問受付 令和４年４月２６日（火）正午までに指定の質問書によりＦＡＸ又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に

提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和4年5月11日（水）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から令和4年5月25日（水）までに日本郵便株式会社津中央郵便局（以下「津中央郵便局」といいます。）必着とします。ただし、津中央郵便局が、令和4年5月25日（水）のゆうゆう窓口営業時間のいずれかの時間帯に窓口業務を休止した場合に限り、同月26日（木）までに津中央郵便局に到着したものを有効とします。

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和4年5月27日（金）午前9時30分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分 3 箇所封印をしてください。

- (2) 前金払 有

- (3) 部分払 無

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年津市条例第 53 号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締

結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

(7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

(8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

(9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

(10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(11) 本件工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第4条第2項に規定する労働報酬下限額を検討するための対象案件です。

労働環境の確保に係る誓約事項及び令和4年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第48号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和4年4月1日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和4年度建整橋維補継第1号
津興橋大規模更新事業橋梁（下部工）築造等工事
- (2) 工事場所 津市津興ほか2町地内
- (3) 工事概要 場所打杭工 43本
橋台躯体工 1基
橋脚躯体工 3基
下部工（橋台）撤去工 1基
水管橋撤去 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して750日間
- (5) 予定価格 1,413,402,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件入札は、特定建設工事共同企業体による入札としますので、本件入札に参加できる者については、本件入札に係る公告日から本契約の締結日まで
の間において、特定建設工事共同企業体の構成員全員が次に掲げる条件を全
て満たし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体
とします。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員共通の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定
に該当しない者

イ 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施
行。以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えてい
る者

ウ 要領第4条第2項各号の一に該当しない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申
立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始
の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の
申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会
社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第8
7号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）
に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基
づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を

基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 構成員の数は2者とし、代表構成員及び第2構成員においては、各1者の組み合わせで自主結成すること。
- イ 運営形態は、全ての構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。
- ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、30%以上であること。
- エ 構成員は、本工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。
- オ 共同企業体の構成員間で、実質的に経営が同一（当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている場合、若しくは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合など、入札に参加する他の入札参加者との間に資本的又は人的関係がある者）でないこと。
- カ 構成員の変更は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、津市と協議を行ってください。

(3) 特定建設工事共同企業体の存続期間

本工事の請負契約の相手方となった特定建設工事共同企業体については、成立してから本工事の請負契約の履行完了後3か月を経過するまで存続すること。また、本工事の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に係る本契約が締結された日又は締結される見込みがなくなった日までを存続期間とすること。

(4) 代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 現行の津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者で、令和4～7年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業

の許可（土木工事業）を受けている者

ウ 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する者

エ 審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の総合評定値が、1,200点以上の者

オ 構成員のうち施工能力及び出資比率が最大の者（出資比率が同等の場合は、施工能力の大きい者）

カ 官公庁等で発注された工事で、過去10年間（平成24年度以降）に施工が完了した、次の(ア)かつ(イ)を満たす工事の元請実績を有する者（共同企業体による工事の場合は、代表構成員としての実績に限りません。）

(ア) 橋梁下部工の基礎として施工した杭長34m以上の場所打杭工事

(イ) 土留め壁を用いた河道仮締切内における橋台・橋脚設置工事又は橋台・橋脚の設置を含む工事

キ 本工事に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できること。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項ただし書に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、本契約の締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）

ク 上記(4)キに掲げる者は、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

(5) 第2構成員の資格要件

第2構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 現行の津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種

として登載されている者で、令和４～７年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること

イ 建設業法第３条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者

ウ 本市の区域内に本店を有する者

エ 土木一式工事に係る格付区分がＡ１の者

オ 本工事の施工現場に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

カ 上記(5)オに掲げる者は、第２構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続３か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

３ 入札参加資格審査申請書等の配付

(1) 配付期間 令和４年４月１日（金）から同月２１日（木）まで

(2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

４ 入札参加資格審査申請書等の提出等

入札参加者は、上記２に定めるところに従い特定建設工事共同企業体を結成した上、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の認定を受けなければなりません。

なお、提出期間に当該書類等を提出しない特定建設工事共同企業体又は本件入札の参加資格が認定されなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期間 令和４年４月１日（金）から同月２１日（木）午後５時まで

(2) 提出先 津市総務部調達契約課工事契約担当

(3) 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

(4) 提出書類

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

オ 特定建設工事共同企業体構成員の状況調書

カ 配置予定技術者等届出書

キ 上記 2 (4)カに規定する施工実績を証する書類（施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類）

ク 各構成員の特定建設業の許可証の写し

ケ 各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（審査基準日が令和元年 1 0 月 1 日から令和 2 年 9 月 3 0 日までのもの）

コ 配置予定技術者の資格証の写し

サ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

シ 各構成員の営業所専任技術者証明書の写し（建設業許可申請に必要な営業所の専任技術者調書の写し）

ス 施工計画書

セ 宣誓書

(5) 入札参加資格審査結果の通知

ア 入札参加資格の審査結果は、令和 4 年 5 月 6 日（金）までに代表構成員に対し、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書により通知します。

イ 入札参加者は、入札参加資格が認定されなかった場合、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書を受けとった日の翌日から 2 日以内に書面により説明を求めることができますものとします。

5 設計図書の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 令和 4 年 4 月 1 日（金）から同年 5 月 2 5 日（水）まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札情報」

(2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市垂水 2 8 7 0 番地 2 0

有限会社オグラ（電話 0 5 9 - 2 2 8 - 9 8 1 1）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和 4 年 4 月 1 2 日（火）正午までに指定の質問書により F A X 又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。

なお、F A Xの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和4年4月15日（金）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和4年4月26日（火）正午までに指定の質問書によりF A X又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。

なお、F A Xの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和4年5月11日（水）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から令和4年5月25日（水）までに日本郵便株式会社津中央郵便局（以下「津中央郵便局」といいます。）必着とします。ただし、津中央郵便局が、令和4年5月25日（水）のゆうゆう窓口営業時間のいずれかの時間帯に窓口業務を休止した場合に限り、同月26日（木）までに津中央郵便局に到着したものを有効とします。

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和4年5月27日（金）午前10時30分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者（構成員全者）の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。

- (17) 積算内訳書に入札者（代表構成員）の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日、共同企業体の名称、各構成員の所在地、各構成員の名称、各構成員の代表者氏名、各構成員の印、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、3箇所を封印をしてください。

- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 有（2回）
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があると

きは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

- (7) この入札に係る費用は、全て入札参加者の負担とします。

- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

- (10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

- (11) 本件工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第4条第2項に規定する労働報酬下限額を検討するための対象案件です。

労働環境の確保に係る誓約事項及び令和4年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第 4 9 号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 4 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名

津市共同浴場（さくらゆ）運営業務委託

(2) 業務委託の概要

津市共同浴場（さくらゆ）の円滑な運営（以下「浴場運営」といいます。）と関連業務（詳細は、別紙仕様書参照）

(3) 業務の履行期間

令和４年６月１日から令和５年３月３１日まで（１０月）

2 入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者

(2) 本件の公告から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けていない者

(3) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

(4) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は再生計画が認可された者を除きます。）

(5) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税を完納している者

3 入札の参加申し込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページ当該入札記事内（<https://www.info.city.tsu.mie.jp>）からダウンロードしてください。

4 入札に係る仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

令和４年４月７日（木）午後３時まで

イ 提出場所

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

津市本庁舎3階 市民部人権課 人権担当

ウ 提出方法

仕様書に関する質問書（第1号様式）に質問内容を記入のうえ、提出場所に郵送、電子メール又はFAX（電子メールの場合は、押印した場合は押印がわかるように第1号様式をPDFファイル等に複写すること。）により提出してください。

なお、代表者氏名については自署又は記名と押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印又は実印）とします。

《送信先》

電子メール 229-3165@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-229-3366

エ その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書及び自署又は押印のない質問書は受け付けません。また、郵送・電子メール・FAXの場合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

令和4年4月8日（金）

イ 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

5 入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

令和4年4月14日（木）午後5時まで

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合の未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

津市本庁舎3階 市民部人権課 人権担当

(3) 提出方法

提出方法については、人権課への持参、一般書留又は簡易書留とします。

また、郵送による提出の場合は人権課へ到着確認を必ず行ってください。

(4) 提出書類

提出書類は、次のアからカまでのとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、オからカまでの書類を省略することができるので、アの書類の3の□にレ点を入れてください。

※申請書類は提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式）

イ 宣誓書（第3号様式）

ウ 完納証明書（コピー可）

地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書に代えることができることとします。

なお、徴収の猶予を受けているため完納証明書が発行されない等の場合は、ご相談ください。

（一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前3ヶ月以内に証明され

たものに限ります。オ及びカについても同じです。)

(ア) 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあつてはその
3の2、法人にあつてはその3の3）

(イ) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出
してください。なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本
店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明
書を提出してください。（新規に支店等を開設した場合は「法人等
開設届（写し）」を添付してください。

エ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

オ 印鑑証明書（コピー可）

カ 使用印鑑届（様式第4号）

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和4年4月15日（金）までに一
般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第5号様式）により通知します。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本
件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6 入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和4年4月27日（水）午後1時30分

(2) 入札場所

津市西丸之内23番1号 津市本庁舎2階 21会議室

7 入札保証金

入札保証金は免除します。

8 入札の無効

津市契約規則（平成18年津市契約規則第40号。以下「規則」という。）
第19条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

9 契約保証金

契約を締結する際に、契約金額に10を乗じて得た額の100分の10以
上の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、規則第28条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保
証金の納付を免除します。

10 その他の注意事項

- (1) 入札にあたっては、入札書（第6号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼り合わせ部分に原則3箇所の封印をしてください。

入札金額は、月額（消費税及び地方消費税抜き）をもって表示してください。

- (2) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (3) 初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札を行う場合がありますので（原則として2回）、予備の入札書を用意してください。

- (4) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。

- (5) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても見積もりに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (6) その他、入札の参加者は、別添「一般競争入札参加者心得」に留意のうえ、入札を行ってください。

- (7) 提出書類の到着確認、窓口への書類の提出等は、午前8時30分から午後5時までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除きます。

【問い合わせ先】

〒514-8611	三重県津市西丸之内23番1号
	市民部人権課 人権担当
電話番号	059-229-3165
FAX	059-229-3366

メールアドレス 229-3165@city.tsu.lg.jp

津市公告第 5 0 号

条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、別紙のとおり公告します。

令和 4 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 条件付一般競争入札（以下「本件入札」といいます。）に付する事項

(1) 業務委託名

令和４年度津市救急・健康相談ダイヤル２４事業業務委託

(2) 業務委託の概要

ア 業務の内容

電話による救急医療相談、健康相談、妊娠・出産・育児相談、健康づくりに関する相談、メンタルヘルスに関する相談、介護相談、医療機関の紹介等

イ 業務の実施体制

(ｱ) 業務の履行期間等

業務の履行期間は、令和４年５月１日から令和５年３月３１日までの毎日とし、１日当たり２４時間とします。

(ｲ) コールセンターの設置等

相談業務に対応するためコールセンターを設置し、コールセンターには、アに掲げる各種相談に応じて、適切なアドバイス等を提供するための必要な知識・経験等を有する医師、看護師、保健師、管理栄養士、心理カウンセラー、ケアマネージャー等専門職を配置することとします。医師にあっては、相談業務の実施期間中、コールセンターに常駐（２４時間対応）させることとします。

2 本件入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者としてします。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者

(2) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税等を完納している者

(3) 平成２９年度から令和３年度の間、地方公共団体との間で、救急・健康相談に係る電話相談業務を受託し、完了した実績（１契約で履行期間が１年以上、かつ人口２０万人以上の地方公共団体での救急・健康相談に係る電話相談業務の実績があり、１年間に７，０００件以上の電話受付件数の実績を有すること。なお、複数年契約については、１年以上の履行実績があり、現在履行中である者も可とします。）を有する者

(4) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始を申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、

会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者
- (6) 津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）による指名停止を受けていない者
- (7) プライバシーマークの使用を認められている者、又は JIS Q 27001（ISO/IEC 27001）に基づく ISMS適合性評価制度の認証を受けている者

3 本件入札の参加申込みに係る書類の配付

- (1) 期間
令和４年４月１日（金）から令和４年４月１３日（水）まで
- (2) 場所
津市健康福祉部地域医療推進室（〒514-0035 津市西丸之内３７番８号 津市教育委員会庁舎２階）
- (3) 時間
市役所開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分まで
- (4) 上記以外の配布先
インターネットによるダウンロードサービス
津市ホームページ＞地域医療推進室
(<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000000504/index.html>)

4 本件入札に係る仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 質問書の提出期限等
 - ア 提出期限
令和４年４月８日（金）午後５時１５分まで
 - イ 提出場所
津市健康福祉部地域医療推進室（〒514-0035 津市西丸之内３７番８号 津市教育委員会庁舎２階）
 - ウ 提出方法

仕様書等に関する質問書（第 1 号様式）に質問内容を記入の上、提出場所に持参、郵送、又は F A X（F A X の場合は、押印がはっきり分かるようにすること。）により提出してください。

《送信先》

F A X 番号 059-229-3018

エ その他

電話及び口頭による質問、提出期限を過ぎて提出された質問書及び押印のない質問書は受け付けません。また、郵送及び F A X の場合は電話等で到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

令和 4 年 4 月 1 1 日（月）

イ 回答方法

津市ホームページ地域医療推進室ページ内において公開します。

再質問は受け付けないので、質問内容を明確に記載してください。

（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において、仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立て及び回答に対する再度の質問は原則、認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し、提出してください。

5 本件入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

令和 4 年 4 月 1 3 日（水）午後 5 時 1 5 分まで

※ この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。また、郵送等の場合、未達等のトラブルに関して、本市では一切の責任を負わないので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

津市健康福祉部地域医療推進室（〒514-0035 津市西丸之内 3 7 番 8 号
津市教育委員会庁舎 2 階）

(3) 提出方法

提出場所に持参又は郵送によるものとし、郵送の場合においては、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとします。

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用し、機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、オからキまでの書類の提出を省略することができるので、アの書類の3の□にレ点を入れてください。

※ 申請書類は、提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式）

イ 宣誓書（第3号様式）

ウ 業務実績届出書（第4号様式）及び当該業務委託契約書等（仕様書を含む。）の写し。また、1年以上の期間の受託及び履行実績を証明するものとして、委託業務実績報告書等及び年間の電話受付件数の分かる書類を添付してください。（コピー可）

エ 完納証明書（コピー可）

地方公共団体で完納証明書が無い場合には、滞納がないことを表す証明書に代えることができるものとします。

（条件付一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前3ヶ月以内に証明されたものに限り、オ及びカについても同じです。）

(ア) 国税に係る証明書

国税の未納の税額が無いことの証明書（個人事業主にあつてはその3の2、法人にあつてはその3の3）

(イ) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。

なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本店所在地及び支

店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。（新規に支店等を開設した場合は、「法人等開設届（写し）」を添付してください。）

オ 登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）

カ 印鑑（登録）証明書（コピー可）

キ 使用印鑑届（第5号様式）

入札、見積及び契約について使用する印鑑が異なる場合は使用印を、実印と同じ場合は実印を押印したものの提出してください。

ク プライバシーマークの使用を認められていること又は JIS Q 27001（ISO/IEC 27001）に基づく ISMS 適合性評価制度の認証を受けていることが確認できる登録証の写し等の書類（コピー可）

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和4年4月15日（金）までに条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書（第6号様式）により通知するものとします。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した際に提出された書類は、本件入札の参加資格の確認の有無にかかわらず、返却しないものとします。

6 入札及び開札

(1) 日時

令和4年4月19日（火）午後2時

(2) 場所

津市教育委員会庁舎 教育委員会室（津市教育委員会庁舎4階）

(3) その他

入札前に入札者確認票（第7号様式）を提出し、確認を受けてください。

7 入札保証金

入札保証金は、免除とします。

8 入札の無効

津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第19条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

9 契約保証金

契約を締結する際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除とします。

10 その他の注意事項

- (1) 入札に当たっては、入札書（第8号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（条件付一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼合わせ部分に3箇所の封印をしてください。入札金額は、総合計金額（消費税及び地方消費税額抜き）をもって表示することとします。

また、再度入札（原則として2回）に備えて、入札書の予備を準備してください。

- (2) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税分に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載してください。

なお、落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

- (3) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。

- (4) 天災その他やむを得ない事由により、入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積もりに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (5) その他、入札の参加者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札を行ってください。

【問い合わせ先】

〒514-0035 津市西丸之内37番8号

津市健康福祉部地域医療推進室（地域医療担当）

電話番号 059-229-3372

FAX番号 059-229-3018

津市公告第 5 1 号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 4 年 4 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 令和4年度第1回津市公有財産売却

(2) 物件の概要

物件番号 (区分番号)	所在及び地番	地目	地積	備考
1	津市雲出伊倉 津町字二十二 割 1473 番 3	宅地	1435.12 m ²	市街化区域 第一種住居地域
2	津市白山町中 ノ村字くぐ里 や 298 番 3	宅地	309.77 m ²	都市計画区域外 車庫（昭和 59 年築鉄 骨造鋼板ぶき平家建。 床面積 66.78 m ² ）あり
3	津市津興字船 頭町 3398 番	宅地	158.87 m ²	市街化区域 第二種中高層住居専用 地域 居宅（年月日不詳建築 年月日不詳増築鉄筋コ ンクリート造一部木造 陸屋根一部鋼板ぶき 2 階建ての区分建物専有 部分（未登記）床面積 約 70 m ² ）あり

(3) 物件に関する事項

入札参加者は、次に掲げる物件に関する事項いずれについても、十分に理解し、了承しているものとします。

ア 各物件共通

- (ア) いずれの物件についても、現状での引渡しとなります。現状とは、土地、建物、工作物、構築物、残置物、立木、擁壁等を含め物件の現在における状況の姿のままを意味し、老朽化や損傷等の不具合がある場合や第三者が所有する建物、工作物、立木等が越境又は占有している場合であっても、そのままで引き渡しを行います。
- (イ) いずれの物件についても、特段の記載事項がない限り、地中埋設物、土壌汚染等の有無に係る調査は実施しておらず、現在本市においてこれらの存在を認知していません。購入後にこれらが判明又は発生した場合でも、本市は責任を負わず、売買代金の減額には応じず、また、撤去、回復等に要する費用、損害賠償等の一切を負担しません。

イ 物件番号 1

- (ア) 土地西側及び北側部分の土留めコンクリートや石積みといった土地

に附帯する工作物も物件に含まれます。

- (イ) 土地の東側は、暗渠化された水路及び水路管理用通路となっています。

ウ 物件番号 2

- (ア) 土地及び建物を一体として売却します。土地上には、消防団詰所及び車庫の用に供していた建物があります。
- (イ) 建物は、耐震性能が不足する可能性があるため、購入者の判断において必要に応じ耐震診断調査及び耐震補強工事を実施してください。
- (ウ) 土地上のホース乾燥塔、フェンスといった工作物のほか、廃材等の残置物についても物件に含まれます。
- (エ) 土地南東端には、電力会社の設置している電力柱があります。
- (オ) 物件及び物件東側に隣接する土地（津市白山町中ノ村字くぐ里や29番4）の土地境界上に、塀やフェンスといった工作物はなく、これら2筆の土地は一体的に舗装されていますが、この物件東側に隣接する土地は、ごみ集積場の用に供している津市所有土地であって、売却対象ではありません。
- (カ) 令和3年8月に分筆を行っており、登記所に地図（公図）及び地積測量図が備え付けられています。

エ 物件番号 3

- (ア) 土地南側部分約100㎡は、更地となっており、土地北側部分約50㎡は、本市が所有する区分建物の専有部分（東側に隣接する土地6筆にわたって存在する連棟式長屋の一部）の敷地となっています。本市は、当該専有部分付きで土地を売却します。

なお、当該専有部分に敷地権は設定されていません。

- (イ) (ア)の区分建物の専有部分の用途は、居宅です。ただし、老朽化が著しく、現状のまま使用することが困難となっています。
- (ウ) 本市が所有する専有部分については、未登記（表題部及び権利部）のまま購入者に所有権を移転するものとし、購入者は、専有部分の所有権移転に伴い、本市政策財務部資産税課に未登記家屋に係る所有者の変更届を提出するものとしします。
- (エ) (ア)の区分建物の専有部分は、耐震性能が不足する可能性があるため、購入者の判断において必要に応じ耐震診断調査及び耐震補強工事を実施してください。

(ハ) 外構や看板設置用の工作物といった土地の附属物についても物件に含まれます。

(カ) 土地には、近隣の建物に電気を引き込むための空中線が通過しています。

(キ) 令和４年１月に境界立会を行い、境界確認書を作成しています。

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とします。ただし、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

- (1) 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含みます。以下同じ。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条に規定する一般職及び特別職（同条第３項第１号及び第２号に該当する者に限ります。）に属する津市職員である者
- (3) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号又は第２項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (4) 本市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びＫＳＩ官公庁オークション（紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムをいい、以下「売却システム」といいます。）に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
- (6) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
- (7) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者
- (8) 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (9) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (10) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (11) 法人でその役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その

他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。以下同じ。)のうちに第5号、第6号及び第8号から前号までのいずれかに該当する者があるもの

(12) 物件を次の用途に供しようとする者

ア 反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第1項に規定する無差別大量殺人行為に係る用途（以下「無差別大量殺人行為に係る用途」といいます。）

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途（以下「風俗営業等」といいます。）

(13) 18歳未満の者

(14) 日本語が理解できない者

(15) 日本国内に住所及び連絡先がない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加仮申込手続

ア 手続の内容 売却システムで入札参加の操作を行ってください。操作後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 手続期間 令和4年4月4日（月）午後1時から同年4月20日（水）午後2時まで

(2) 入札参加申込手続（本申込）

ア 手続の内容 仮申込みを行った後、(3)のとおり必要書類を本市に提出するほか、(4)のとおり入札保証金を納付してください。本市の確認後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 手続期限 令和4年4月28日（木）午後2時

(3) 必要書類の提出

ア 津市公有財産売却入札等参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます。）

イ 住民票の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本）

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、以下の証明書で該当

する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(7) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(i) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ii) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 代理人を選任する場合は、委任状

カ 一つの不動産を複数の者で共有する目的で入札に参加する場合（共同入札する場合）は、共同入札等申出書

※ 提出先は、〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 津市政策財務部財産管理課財産活用担当とします。

※ イ、ウ及びエについては、いずれも申込日において発行後3月以内の原本に限ることとします。

※ 複数物件について申し込む場合は、ア、オ及びカについては物件ごとに1部提出することとします。したがって、イ、ウ及びエについては、1部で差し支えありません。

※ 代理人を選任する場合は、受任者（代理人）及び委任者（申込者）のイ及びウを提出することとします。

※ 共同入札する場合は、共同入札者全員のイ、ウ及びエを提出してください。

※ 一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

(4) 入札保証金の納付

入札参加申込者は、4の入札保証金の額の欄に掲げる金額を本市が指定する金融機関の口座に納付してください。

※口座番号等については、入札参加仮申込手続の後、あらかじめ売却システムに登録されたメールアドレス（以下「登録アドレス」といいます。）に電子メールでお知らせします。

※ 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、申込書にて指定された口座に振込みにより返還します。ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。

※ 入札保証金に納入から返還までの期間に係る利息は付しません。

4 予定価格（最低入札価格）及び入札保証金の額

物件番号 (区分番号)	所在及び地番	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金の額
----------------	--------	------------------	---------

1	津市雲出伊倉津町字二十二割 1473 番 3	15, 599, 100 円	1, 559, 910 円
2	津市白山町中ノ村字くぐ里や 298 番 3	2, 921, 000 円	292, 100 円
3	津市津興字船頭町 3398 番	4, 077, 200 円	407, 720 円

5 入札及び開札

(1) 入札期間

令和 4 年 5 月 9 日（月）午後 1 時から同月 1 6 日（月）午後 1 時まで

(2) 開札

令和 4 年 5 月 1 6 日（月）午後 1 時以降に行います。

(3) 入札方法

売却システムで入札価格を登録（一度のみ可能）してください。なお、入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

(4) 入札をなかったものとする取扱

2 の入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

6 落札者の決定

(1) 売却システムでの入札において、本市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。

(3) 落札者には、登録アドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

(4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、物件の所有権は落札者に移転しません。

7 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、落札者は本市と契約を締結します。

(2) 提出書類

次に掲げる書類を令和4年6月3日（金）午後5時15分までに本市に提出してください。

ア 公有財産売買契約書

本市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行い、1部のみに収入印紙を貼り付けた上で、2部とも提出してください。本市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。契約は、本市が、落札者より返送された契約書に記名・押印したときに確定します。

イ 契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書

ウ 市町村が発行する身分証明書（法人の場合は不要）

エ 所有権移転登記嘱託請求書

オ 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書

※ 登録免許税額は次のとおりです。

物件番号 (区分番号)	所在及び地番	登録免許税額
1	津市雲出伊倉津町字二十二割 1473 番 3	193,200 円
2	津市白山町中ノ村字くぐりや 298 番 3	38,500 円
3	津市津興字船頭町 3398 番	65,800 円

※ 提出書類のうちイ及びエについては、津市ホームページから印刷できます。

8 契約保証金

(1) 落札者から提出された契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書に基づき、入札保証金の全額を契約保証金に充当し、その後、契約保証金の全額を売買代金に充当します。

(2) 落札者が売買代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、契約を締結しない場合は、契約保証金は本市に帰属します。

9 契約に付す条件

落札者に対しては、契約において次の条件を付します。

(1) 用途制限及び買戻し

購入者が、物件を次に掲げる用途に供した場合は、本市は当該物件を買戻しすることがあります。

この場合、利息を付さずに契約金額で買戻しするものとします。

ア 反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点

イ 無差別大量殺人行為に係る用途

ウ 風俗営業等

(2) 契約不適合責任の特約

購入者が、契約締結後及び所有権移転後において、物件に係る 1 (3)に関する事項及び当該事項以外の次に掲げる品質上の問題を発見しても、購入者は、本市に対し、追完、代金減額、契約の解除並びに損害賠償を請求し、又は契約を取り消すことができません。

ア 土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物の存在

イ 設備における P C B の含有

ウ 土地の陥没

エ その他品質上の問題

(3) 定着物撤去等の行為

本市は、物件が、建物、工作物、構築物、残置物、立木、擁壁等その他土地の定着物及び地中埋設物の撤去並びに物件の造成及び整地を必要とする場合であっても、当該行為に係る費用の一切を負担しません。

なお、購入者が当該行為を行おうとするとき（購入者が当該行為につき第三者をして行おうとするときを含みます。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）その他の法令に基づき適切に撤去を行わなければならないものとします。

(4) 紛争の解決

土地境界の疑義、第三者の占有その他の原因により物件に紛争が生じたときのほか、第三者から異議の申立てなどがあったときは、購入者の責任において処理するものとします。

(5) 法令の遵守

購入者は、建築基準法、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）、消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）、三重県建築基準条例（昭和 4 6 年三重県条例第 3 5 号）その他の法令及びこれらの法令に基づく指導等に基づき、適切に物件を使用するものとします。

また、物件の引渡し後購入者が敷地への進入路又は敷地の出入口を確保する目的その他の目的で敷地及び敷地周辺を加工しようとする場合、購入者が関係機関と協議の上、建築基準法、都市計画法、道路法その他の関係法令に従い購入者の負担により行うものとします。

(6) 本市の契約解除権

本市は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、購入者に催告をせず、直ちに契約を解除することができることとします。

ア 購入者又は購入者の役員等が反社会的勢力であると認められたとき。

イ 購入者の経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき。

ウ 購入者又は購入者の役員等が、反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。

エ 購入者又は購入者の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 購入者又は購入者の役員等が、反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 購入者の死亡又は消滅により、契約に基づく権利を承継する者がいないとき。

キ 購入者が、差押え、仮差押え、仮処分、競売、保全処分、滞納処分その他これらに類する手続の申立てを受けたとき。

ク 購入者が、破産、民事再生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。

ケ 購入者が、契約に定める義務を履行しないとき又は購入者が契約に違反する行為を行ったとき。

コ 購入者が、売買代金その他の購入者が本市に対し支払うべき債務の履行を怠り、本市が期限を付して督促をしたにもかかわらず、当該期限までにこれを履行しないとき。

サ その他購入者が重大な背信行為を行ったとき。

(7) 購入者は、(6)による契約の解除により損害を受けた場合においても、本市に対してその補償を請求できません。

(8) 購入者は、(6)により、本市が契約を解除したときは、購入者の負担で物

件を原状に復して本市の指定する期日までに返還しなければなりません。

(9) 危険負担の特約

購入者は、契約締結から物件の引渡しまでの間において、物件が本市の責めに帰することのできない事由により物件が滅失又はき損した場合には、売買代金の支払いを拒絶し、又は契約の解除を行うことができません。

(10) 損害賠償

購入者は、契約に定める義務を履行しないことで本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(11) 費用の負担

契約に関する諸費用は、全て購入者が負担するものとします。

(12) 実地調査等

本市は、その必要があると認めるときは、物件に関し実地に調査し、又は購入者に報告若しくは資料の提出を求めることができ、購入者は、正当な理由なく当該調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は必要な報告若しくは資料の提出を怠ってはならないものとします。

(13) その他契約に付す条件

本市が必要と認める場合、物件に応じて、本市の関係部局、自治会等との調整、協議等を行うことを契約に付します。

10 売買代金の支払期限及び支払方法

売買代金（売買代金から契約保証金を差し引いた残額）は、令和4年6月15日（水）午後5時15分までに、次の各号に掲げる方法のうちいずれかの方法により本市へ納付しなければなりません。

- (1) 本市が用意する納付書による本市が指定する金融機関窓口からの納付
- (2) 本市が指定する金融機関の口座への振込みによる納付
- (3) 現金の直接持参（持参したその日に納入手続を行いますので、開庁日の午後1時まで、津市政策財務部財産管理課へ持参してください。）

11 所有権の移転・引渡し

- (1) 売買代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、移転完了後に物件を引き渡すものとします。
- (2) 物件の所有権の移転登記は本市が行います。なお、所有権の移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

12 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる契約に関する諸費用は、全て落札者の負担となります。

- (1) 印紙税（印紙税法（昭和42年法律第23号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づき、印紙税に相当する金額の収入印紙を契約書に貼り付けてください。）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) 所有権移転後の公租公課
- (5) 物件引渡し後に必要となる費用
- (6) その他契約に要する費用

13 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札参加者は、本公告の内容全てについて十分に理解し、了承しているものとします。入札に参加しようとする方は、1から12までの事項のほか次の各号に掲げる事項について了承の上で申込みを行ってください。

- (1) この公告のほか、入札に必要な事項については、入札期間の終期まで売却システム及び津市ホームページで示します。
- (2) 入札参加申込みに当たっては、1の物件に関する事項を確認するほか、入札参加者において公簿等の閲覧により十分に調査を行い、必ず現地を事前に確認してください。
- (3) 物件において建物の建築、建替え、用途変更等が可能かどうかについては、関係機関の指導等がなされる場合がありますので、入札参加者においてあらかじめ関係機関に確認しておいてください。
- (4) 購入後敷地への進入路又は敷地の出入口を確保するため敷地及び敷地周辺を加工する場合、購入者が関係機関と協議の上、建築基準法、都市計画法、道路法その他の関係法令に従い、購入者の負担により行ってください。
- (5) 落札後の契約及び所有権移転登記は、申込書に記載された申込者及び共同入札等申出書に記載された共有者の名義で行います。
- (6) 共有する目的で申込みをする場合、共同入札者全員が入札参加の資格を有する必要があります。
- (7) 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。
- (8) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法で送付してください。）又は直接持参にて行ってください。電話（ファクスを含みます。）等による申込みの受付は行いません。
- (9) 物件に係る現地説明会等は開催しません。なお、物件の敷地等を随時見

ていただくことは可能です。

- (10) 入札参加申込みを行った者の氏名（名称）、入札価格等入札に関する結果を公表することがあります。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課財産活用担当

電話番号 059-229-3126

津市公告第 5 2 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

令和 4 年 4 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 5 3 号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 2 1 5 号）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公募します。

令和 4 年 4 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

令和4年度市営住宅随時補充入居者募集

1 入居資格

市営住宅に入居することができる者は、次の各号の要件を全て備える者とします。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者若しくは住所を移転し、かつ、定住する意思を有する者又は本市の区域内に勤務場所を有する者若しくは勤務場所を有することとなることが確実な者であること。
- (2) 同居しようとする者があるときは、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）であること。
- (3) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。
- (4) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入である者

ア 158,000円以下（裁量階層世帯259,000円以下）

裁量階層世帯とは、次の要件のいずれかに該当する世帯をいいます。

- (ア) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度の者がある世帯
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - b 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度
 - c 知的障害 bに規定する精神障害に相当する程度
- (イ) 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者のみである世帯
- (ウ) 申込者又は同居予定者に戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がいる世帯
- (エ) 申込者又は同居予定者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者があ
る世帯
- (オ) 申込者又は同居予定者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金

の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がある世帯

(カ) 申込者又は同居予定者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がある世帯

(キ) 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯

イ 収入については、申込者及び同居予定者の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例に準じて算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額とします。

(ア) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族1人につき38万円

(イ) 給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者1人につき10万円（合計額が10万円未満である場合には、当該合計額）

(ウ) 同一生計配偶者で70歳以上の者又は老人扶養親族1人につき10万円

(エ) 特定扶養親族1人につき25万円

(オ) 申込者又は(ア)に規定する者に障害者がある場合には、障害者1人につき27万円（特別障害者の場合は、1人につき40万円）

(カ) 申込者又は同居親族に寡婦がある場合には、寡婦1人につき27万円（所得金額が27万円未満である場合には、当該所得金額）

(キ) 申込者又は同居親族にひとり親がある場合には、ひとり親1人につき35万円（所得金額が35万円未満である場合には、当該所得金額）

(5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者

(6) 市町村税等を滞納していない者

(7) 申込者又は同居予定者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(8) 津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号。以下「条例」といいます。）に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

令和4年4月22日（金）から令和5年3月31日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、土曜日、日曜日、国

民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び令和４年１２月２９日から令和５年１月３日までを除きます。

(2) 申込方法

住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからキまでの書類を添付の上、建設部市営住宅課（津市役所本庁舎６階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得・課税証明書。ただし、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年津市条例第４０号）第４条第２項又は第３項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する特定個人情報をいいます。）を利用することができるときは、当該書類の提出に代えることができます。

イ 申込者、同居予定者全員の住民票の写し

ウ 市町村税の完納証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課所定の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者については手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、ひとり親世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ その他必要な書類

3 住宅入居申込書の配布

住宅入居申込書は、令和４年４月１１日（月）から令和５年３月３１日（金）までの午前８時３０分から午後５時１５分までに、建設部市営住宅課及び市営住宅課久居分室で配布します。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び令和４年１２月２９日から令和５年１月３日までを除きます。

4 選考

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以下「入居適格者」といいます。）を選考します。

入居適格者の数が募集戸数を上回った場合は、申込書の受付順に入居者を決定します。

5 募集住宅及び戸数

- (1) ぜにやま団地 4戸 単身世帯可

津市神戸1893番地 鉄筋コンクリート4階建 2DKまたは3DK

家賃 7,500円 ～ 24,000円

- (2) ぜにやま団地 6戸

津市神戸1893番地 鉄筋コンクリート4階建 3DKまたはプレキャストコンクリート4階建3DK

家賃 10,200円 ～ 28,100円

- (3) 美里第1住宅 1戸

津市美里町北長野752番地1 鉄筋コンクリート3階建 3DK

家賃 14,300円 ～ 32,900円

- (4) 森団地 3戸 単身世帯可

津市森町2134番地 簡易耐火2階建 2DK

家賃 7,800円 ～ 10,700円

家賃は、令和4年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯の収入等に
応じた家賃となります。

また、令和5年度以降は、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた家賃となります。

6 入居の時期

入居準備完了次第、随時となります。

津市公告第 5 4 号

津市営美杉住宅の補充入居者を津市営美杉住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例 2 1 6 号）第 3 条第 1 項の規定により次のとおり公募します。

令和 4 年 4 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

令和４年度市営美杉住宅随時補充入居者募集

1 入居資格

市営美杉住宅に入居することができる者は、次の各号の要件を全て備える者としてします。

- (1) 当該住宅に入居することが確実な者であること。
- (2) 津市営美杉住宅の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例２１６号）に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者であること。
- (3) 市町村税等を滞納していない者であること。
- (4) 申込者又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 施設の利用に関し、市が定めた事項を遵守できる者であること。

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

令和４年４月２２日（金）から令和５年３月３１日（金）までの午前８時３０分から午後５時１５分までとします。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び令和４年１２月２９日から令和５年１月３日までを除きます。

(2) 申込方法

入居申込みは、住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからウまでの書類を添付の上、市営住宅課久居分室（ポルタひさい南館１階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得・課税証明書

イ 市町村税の完納証明書

ウ その他必要な書類

3 住宅入居申込書の配布

住宅入居申込書は、令和４年４月１１日（月）から令和５年３月３１日（金）までの午前８時３０分から午後５時１５分までに、建設部市営住宅課及び市営住宅課久居分室で配布します。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び令和４年１２月２９日から令和５年１月３日までを除きます。

4 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以

下「入居適格者」といいます)を選考します。

入居適格者の数が募集戸数を上回った場合は、申込書の受付順に入居者を決定します。

5 募集住宅及び戸数

コミュニティ・瑞穂 1戸

津市美杉町太郎生1939番地

木造かわらぶき2階建 3LDK

家賃 32,000円

6 入居の時期

入居準備完了次第となります。

津市上下水道事業公告第4号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和4年4月4日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和4年度水工第4号
片田新町地内配水管布設工事
- (2) 工事場所 津市片田新町地内
- (3) 工事概要 配水管布設工 DIPφ200mm 449.2m
配水管布設工 DIPφ150mm 405.7m
配水管布設工 DIPφ100mm 481.4m
配水管布設工 DIPφ75mm 337.5m
配水管布設工 PPφ50mm 15.4m
仕切弁設置工 φ200mm～φ50mm 46箇所
消火栓設置工 単口地下式 7箇所
不断水仕切弁設置工 φ200mm～φ100mm 11箇所
舗装本復旧工 9,310m²
- (4) 工期 契約締結日から令和5年1月27日まで
- (5) 予定価格 202,490,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始

の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 現行の津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者で、令和４～７年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること
- (6) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 土木一式（配水管工事）に係る格付区分がＡ１の者
- (9) 本件工事に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第２６条第３項ただし書に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は２とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が１以下であること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続３か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）
- (11) 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できること。（上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径４５０ｍｍ以下）をいいます。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和４年４月４日（月）から同月１５日（金）まで
- (2) 配付場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当又は津市ホ

ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間 令和4年4月4日（月）から同月15日（金）午後5時まで

イ 提出場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 土木工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 耐震継手講習会等（口径450mm以下）修了証等の写し

カ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

キ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

ク 施工計画書

ケ 宣誓書

- (3) 入札参加資格の審査結果については、令和4年4月25日（月）までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 令和4年4月4日（月）から同年5月9日（月）まで

イ 閲覧場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当及び津市ホームページ「入札・契約」

(2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市垂水2870番地20

（有）オグラ（電話 059-228-9811）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和4年4月8日（金）正午までに指定の質問書により F A X又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。

なお、F A Xの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和4年4月13日（水）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和4年4月19日（火）正午までに指定の質問書により F A X又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。

なお、F A Xの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和4年4月26日（火）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から令和4年5月9日（月）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市上下水道管理局 上下水道管理課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和4年5月12日（木）午前9時から

(2) 場所 津市上下水道庁舎2階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。

- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分 3 箇所封印をしてください。

- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 無
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入

札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- (6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (8) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

- (9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

- (10) 本件工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第4条第2項に規定する労働報酬下限額を検討するための試行案件です。

労働環境の確保に係る誓約事項及び令和4年度津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市殿村5番地 津市上下水道庁舎2階

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

電話番号 059-237-5803

FAX 059-237-5819

津市上下水道事業公告第 5 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 4 年 4 月 4 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和4年度水工第5号
豊が丘一丁目地内配水管布設工事
- (2) 工事場所 津市豊が丘一丁目地内
- (3) 工事概要 配水管布設工 DIP ϕ 150mm 448.9m
配水管布設工 DIP ϕ 100mm 633.0m
配水管布設工 DIP ϕ 75mm 1,047.8m
配水管布設工 PP ϕ 50mm 194.0m
仕切弁設置工 ϕ 150mm $\sim$ ϕ 50mm 47箇所
消火栓設置工 単口地下式 5箇所
空気弁設置工 ϕ 75mm 2箇所
不断水仕切弁設置工 ϕ 150mm $\sim$ ϕ 75mm 5箇所
舗装本復旧工 12,330m²
- (4) 工期 契約締結日から令和5年2月24日まで
- (5) 予定価格 231,080,000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事

項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 現行の津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者で、令和4～7年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 土木一式（配水管工事）に係る格付区分がA1の者
- (9) 本件工事に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。ただし、監理技術者の職務を補佐する者として建設業法第26条第3項ただし書に規定する者を当該施工現場に専任で配置するときは、専任であることを要しません。この場合の監理技術者が兼任できる施工現場の数は2とします。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していることとし、兼任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で完成検査が終了していない施工現場の数が1以下であること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）
- (11) 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できること。（上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいいます。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 令和4年4月4日（月）から同月15日（金）まで
- (2) 配付場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間 令和4年4月4日（月）から同月15日（金）午後5時まで

イ 提出場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

- (2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 土木工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 耐震継手講習会等（口径450mm以下）修了証等の写し

カ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

キ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

ク 施工計画書

ケ 宣誓書

- (3) 入札参加資格の審査結果については、令和4年4月25日（月）までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

- (1) 閲覧

ア 閲覧期間 令和4年4月4日（月）から同年5月9日（月）まで

イ 閲覧場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当及び津市ホームページ「入札・契約」

- (2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市垂水2870番地20

（有）オグラ（電話 059-228-9811）

6 工事の質疑等

- (1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 令和４年４月８日（金）正午までに指定の質問書により F A X 又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。

なお、F A X の場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和４年４月１３日（水）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和４年４月１９日（火）正午までに指定の質問書により F A X 又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。

なお、F A X の場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和４年４月２６日（火）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から令和４年５月９日（月）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒５１４－８７９９ 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市上下水道管理局 上下水道管理課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和４年５月１２日（木）午前９時３０分から

(2) 場所 津市上下水道庁舎２階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。

- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分 3 箇所には封印をしてください。

- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 無
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ

るかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- (6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (8) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成 18 年 1 月 1 日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

- (9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

- (10) 本件工事は津市公契約条例（平成 29 年津市条例第 22 号）第 4 条第 2 項に規定する労働報酬下限額を検討するための試行案件です。

労働環境の確保に係る誓約事項及び令和 4 年度津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市殿村 5 番地 津市上下水道庁舎 2 階

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

電話番号 059-237-5803

FAX 059-237-5819

津市上下水道事業公告第6号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年4月4日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年4月4日		工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和４年度水工第８号 道路整備事業に伴う稲葉町地内配水管移設工事				
工 事 場 所	津市 稲葉町		地内		
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ100mm 139.4m 配水管布設工 DIPφ75mm 13.9m 配水管布設工 PPφ50mm 6.2m 仕切弁設置工 φ100mm～φ50mm 6箇所 消火栓設置工 単口地下式 1箇所				
工 期	契約締結の日から 令和4年8月19日 まで				
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】久居・一志	【地区】久居	【格付】B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】久居・一志	【地区】一志・白山	【格付】B	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月18日 まで			
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月18日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年4月7日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和4年4月13日 ホームページにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎２階）FAX059-237-5819			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和4年4月18日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月21日 午前9時00分 津市上下水道庁舎２階 入札室				
予 定 価 格	14,950,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・令和４～７年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。 ・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年4月4日		工 事 担 当 課	水道工務課
工 事 名	令和４年度水工第２号 公共下水道事業に伴う久居井戸山町ほか２町地内配水管移設工事（本設）			
工 事 場 所	津市 久居井戸山町ほか２町		地内	
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ300mm 68.6m		舗装本復旧工 547m2	
	配水管布設工 DIPφ150mm 9.5m			
	配水管布設工 DIPφ100mm 0.3m			
	橋梁添架工 SUS300A 18.7m			
	仕切弁設置工 φ300mm～φ100mm 7箇所			
工 期	契約締結の日から 令和4年9月2日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】久居・一志	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】Ａ２・Ａ１
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里	【格付】Ａ２・Ａ１
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月18日 まで		
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月18日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870－20 TEL059-228-9811		
設計図書等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和4年4月7日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和4年4月13日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎２階）FAX059-237-5819		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和4年4月18日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月21日 午前9時15分 津市上下水道庁舎２階 入札室			
予 定 価 格	43,290,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、３ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・令和４～７年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。 ・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年4月4日		工 事 担 当 課	下水道工務課
工 事 名	令和４年度下工維第１号 白山町二本木地内下水道管移設工事			
工 事 場 所	津市 白山町二本木		地内	
工 事 概 要	管布設工(管径100～150mm) 414m 組立マンホール工 5箇所 小型マンホール工 3箇所			
工 期	契約締結の日から 令和4年10月14日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】Ｂ・Ａ２・Ａ１
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(津市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月18日 まで		
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月18日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870－20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年4月7日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和4年4月13日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎２階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和4年4月18日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月21日 午前9時30分 津市上下水道庁舎２階 入札室			
予 定 価 格	27,523,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・ 令和４～７年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年4月4日		工 事 担 当 課	下水道施設課
工 事 名	令和４年度下施汚水合第２－１号 極楽橋ポンプ場計装設備（水位調節計）修繕			
工 事 場 所	津市 東丸之内		地内	
工 事 概 要	計装設備修繕 一式 水位調節計 １台			
工 期	契約締結の日から		令和5年3月13日	まで
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件	過去10年間(平成24年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は一次下請実績で以下のとおり 電気工事で発注された下水道施設等(ポンプ場、排水機場、処理場)の計装設備(建築電気設備は除く)の製作、据付工事又は修繕で元請契約金額又は一次下請金額が370万円以上。ただし、下請についても電気工事又は修繕に限る。		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和元年10月1日～令和2年9月30日)		
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月18日 まで		
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月18日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870－20 TEL059-228-9811		
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年4月7日 午後５時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和4年4月13日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎２階）FAX059-237-5819		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和4年4月18日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月21日 午前9時45分 津市上下水道庁舎２階 入札室			
予 定 価 格	4,092,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	無			
入札保証金	免 除			
契約保証金	免 除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ・ 令和４～７年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年4月4日	工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和3年度下工公補第34号 津北部第5処理分区公共下水道工事			
工 事 場 所	津市 一身田町 地内			
工 事 概 要	管布設工(管径200mm) 102m 小型マンホール工 2箇所 ます設置工 6箇所			
工 期	契約締結の日から 令和4年9月30日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
現場代理人		常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月25日 まで		
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月25日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和4年4月13日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和4年4月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和4年4月25日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月28日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	55,717,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・令和4～7年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年4月4日	工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和４年度水工第３号 白山町山田野地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 白山町山田野 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIP φ 200mm 224. 4m 消火栓設置工 単口地下式 2箇所 配水管布設工 DIP φ 150mm 23. 5m 空気弁設置工 φ 75mm 1箇所 配水管布設工 DIP φ 100mm 2. 0m 不断水仕切弁設置工 φ 200mm～φ 75mm 5箇所 配水管布設工 DIP φ 75mm 37. 0m 舗装本復旧工 2, 503m ² 仕切弁設置工 φ 200mm～φ 75mm 12箇所			
工 期	契約締結の日から 令和4年10月4日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月25日 まで		
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月25日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870－20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年4月13日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和4年4月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎 2 階）F A X059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和4年4月25日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月28日 午前9時20分 津市上下水道庁舎 2 階 入札室			
予 定 価 格	53,370,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、 事後審査型条件付一般競争入札共通事項 のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・令和4～7年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。 ・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年4月4日		工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和４年度水工第７号 安濃町清水地内配水管布設工事				
工 事 場 所	津市 安濃町清水		地内		
工 事 概 要	配水管布設工 DIP φ 150mm 16. 4m		不断水仕切弁設置工 φ 150mm～φ 100mm 3箇所		
	配水管布設工 DIP φ 100mm 281. 1m		舗装本復旧工 3, 299m2		
	配水管布設工 DIP φ 75mm 335. 0m				
	仕切弁設置工 φ 150mm～φ 50mm 15箇所				
	消火栓設置工 単口地下式 3箇所				
工 期	契約締結の日から		令和4年12月2日	まで	
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	Ａ １			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から		令和4年4月25日	まで
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から		令和4年4月25日	まで
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870－20 TEL059-228-9811			
設計図書等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和4年4月13日		午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回 答 日	令和4年4月20日		ホームページにて回答	
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎 2 階）F A X 059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和4年4月25日		必着	
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月28日 午前9時40分 津市上下水道庁舎 2 階 入札室				
予 定 価 格	70,820,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・ 令和４～7年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。 ・ 上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。 ・ 本件は週休2日モデル工事（受注者希望型）試行案件です。 ・ 週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年4月4日		工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和４年度水工第１号 上浜町一丁目ほか２町地内配水管布設工事				
工 事 場 所	津市 上浜町一丁目ほか２町		地内		
工 事 概 要	配水管布設工 DIP φ 250mm 495. 1m 不断水仕切弁設置工 12”～φ 100mm 8箇所 配水管布設工 DIP φ 100mm 35. 0m 配水管布設工 DIP φ 75mm 2. 4m 仕切弁設置工 φ 250mm～φ 50mm 30箇所 消火栓設置工 単口地下式 4箇所				
工 期	契約締結の日から 令和4年12月12日 まで				
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A 1			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】		【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月25日 まで			
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月25日 まで			
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870－20 TEL059-228-9811			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年4月13日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和4年4月20日 ホームページにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎 2 階）F A X059-237-5819			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	令和4年4月25日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月28日 午前10時00分 津市上下水道庁舎 2 階 入札室				
予 定 価 格	100,060,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・ 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・ 配置技術者について、３ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・ 令和４～７年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。 ・ 上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。				

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年4月4日	工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和４年度水工第６号 二級河川相川河川改修（新相川橋）事業に伴う配水管移設工事（仮設）			
工 事 場 所	津市 藤方及び高茶屋小森町 地内			
工 事 概 要	仮設管布設工 DIP φ700mm 84.6m 仮設管布設工 DIP φ200mm 17.3m 仮設仕切弁設置工 φ700mm～φ200mm 3箇所 仮設空気弁設置工 φ100mm 1箇所 仮設水管橋架設工 STPY700A 39.5m			
工 期	契約締結の日から 令和4年11月18日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の監理技術者（専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。）	
現場代理人		常駐配置（専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可）		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月25日 まで		
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月25日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870－20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年4月13日 午後 5 時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和4年4月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎 2 階）F A X 059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和4年4月25日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月28日 午前10時20分 津市上下水道庁舎 2 階 入札室			
予 定 価 格	105,210,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入 札 保 証 金	免 除			
契 約 保 証 金	契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・令和4～7年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。 ・上下水道事業局が指定する講習会等とは、口径500mm以上の配水管布設工事等については、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（大口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径500mm以上）をいい、口径450mm 以下の配水管布設工事等については、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。ひとつの工事で口径500mm以上と口径450mm 以下がある場合は、それぞれの講習会等の修了等が必要。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年4月4日	工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和4年度水工補第1号 道路整備事業に伴う高茶屋小森町ほか2町地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 高茶屋小森町ほか2町 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ300mm 294.5m 仕切弁設置工 φ300mm～φ75mm 19箇所 配水管布設工 DIPφ250mm 7.8m 消火栓設置工 単口地下式 2箇所 配水管布設工 DIPφ150mm 43.5m 不断水仕切弁設置工 φ400mm～φ75mm 7箇所 配水管布設工 DIPφ100mm 7.2m 舗装本復旧工 526m ² 配水管布設工 DIPφ75mm 8.5m			
工 期	契約締結の日から 令和4年12月9日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)	
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月25日 まで		
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月25日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和4年4月13日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和4年4月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和4年4月25日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月28日 午前10時40分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	114,620,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・令和4～7年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。 ・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和4年4月4日		工 事 担 当 課	下水道工務課
工 事 名	令和4年度下工公第1号 野田調整池及び桜田町地内ゲート設備（鋼製転倒ゲート）設置工事			
工 事 場 所	津市 高茶屋小森上野町及び桜田町		地内	
工 事 概 要	機械設備工事 一式 電気設備工事 一式 鋼製転倒ゲート(純径間4.0m×有効高1.2m) 1門 鋼製転倒ゲート(純径間1.0m×有効高1.0m) 1門 土木工事 一式 水路工(W4000×H3000・3300) 17m			
工 期	契約締結の日から 令和5年2月10日 まで			
発 注 業 種	鋼構造物			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格 付 要 件	なし		
	地 域 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成24年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 鋼構造物工事で発注されたゲート設備(幅×高さが4m2以上)の製作、据付工事又は修繕		
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:令和元年10月1日～令和2年9月30日)			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和4年4月25日 まで		
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和4年4月25日 まで		
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和4年4月13日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	令和4年4月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	令和4年4月25日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和4年4月28日 午前11時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	52,642,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ・令和4～7年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。			

津市上下水道事業公告第7号

次のとおり総合評価一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和4年4月15日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和4年度下工公補継第1号
藤方第2雨水幹線築造工事
- (2) 工事場所 津市藤方地内
- (3) 工事概要 泥土圧シールド工（仕上り内径3,400mm）1517m
特殊マンホール工 12箇所
鋼管削進工（内径1,350mm～1,500mm）14m
- (4) 工期 契約の締結の日から起算して1,602日間
- (5) 予定価格 4,570,760,000円（税抜き）

2 入札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第3条（基本理念）にかんがみ、津市建設工事総合評価落札方式試行要領（平成20年12月22日施行。以下「総合評価落札方式試行要領」という。）に基づき、入札時に、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式とする。

ア 総合評価方式の類型

技術提案型（総合評価落札方式試行要領第3条第1号）

イ 評価項目、評価の内容、配点

別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり

ウ 総合評価点の算出

加算方式：総合評価点＝価格点（70点満点）＋価格以外の評価点（30点満点）

価格点の算出方法は以下のとおりとする。

(ア) 入札価格＞低入札価格調査基準価格の場合

価格点＝70点×失格基準価格÷{失格基準価格＋（低入札価格調査基準価格－失格基準価格）／100＋（入札価格－低入札価格調査基準価格）}

(イ) 入札価格≤低入札価格調査基準価格の場合

価格点＝70点×失格基準価格÷{失格基準価格＋（入札価格－失格基準価格）／100}

エ 評価方法及び落札者決定方法

入札が無効でない者のうち、予定価格の範囲内で失格基準価格以上の

者について総合評価点を算出する。総合評価点が最も高い者を落札候補者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は、開札立会人によるくじ引きにより決定するものとする。

オ 評価項目算定資料の配布

- (ア) 配付期間 令和4年4月15日（金）から同年5月13日（金）まで
- (イ) 配付場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当又は
津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

カ 評価項目算定資料の提出

入札参加者は、評価項目算定資料を次のとおり提出し、以下の書類が揃っているか、作成に関する要件を満たしているか等の確認を受けなければならない。

- (ア) 提出期間 令和4年4月15日（金）から同年5月13日（金）
午後5時まで
- (イ) 提出先 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当
- (ウ) 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めない。
- (エ) 提出書類 評価項目算定資料は正本1部、副本12部を提出する。
なお、提出書類の詳細については、各様式に記載の事項を確認すること。また、b及びcの資料において、官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。

- a 評価項目算定資料届出書【第1号様式】
- b 施工実績評価資料（津市内での工事施工実績、同種工事施工実績に関する資料）【第5号様式】、コリンズ登録の写し等
- c 配置予定技術者評価資料（配置予定技術者の同種工事施工実績に関する資料）【第6号様式】、コリンズ登録の写し等
- d 技術提案書（技術提案に関する資料）【第7号様式】

キ 評価項目算定資料に係るヒアリング

技術提案内容の確認及び理解を深めるため、提出された評価項目算定資料に対するヒアリングを行うとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。ヒアリングは、令和4年5月23日（月）

から同月 25 日（水）までの間に開催を予定しており、詳細は別途対象者に通知する。なお、ヒアリングは、原則として配置予定の監理技術者に対して行う。

ク 技術提案に対する採否の通知

(ア) 技術提案に対する採否の通知は、令和 4 年 5 月 30 日（月）までに書面により通知する。なお、技術提案が適正と認められた場合は、当該技術提案に基づく入札を行うものとする。また、技術提案が適正と認められない項目を標準案に基づいて施工する場合は、標準案に基づく入札を行うものとする。

(イ) 入札参加者は、技術提案に対する採否に異議を申し立てることはできないものとする。ただし、自らの技術提案に対する採否について通知を受け取った日の翌日から 2 日以内に書面により説明を求めることができるものとする。

ケ 価格以外の評価点の公表（審査結果）

令和 4 年 6 月 8 日（水）に津市ホームページ「入札・契約」にて公表

コ 審査結果照会

令和 4 年 6 月 10 日（金）までに自らの審査結果について書面により照会することができる。照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとする。なお、技術提案については、自社分の「周辺環境の影響」、「曲線部の施工」、「セグメントの止水性」、「建設発生土及び建設廃棄物の抑制と利活用」、「到達立抗の施工」、「出水期における対策」における項目ごとの評価点結果のみ照会対象とする。

(2) 低入札価格調査

本工事は、津市低入札価格調査試行要領（平成 20 年 12 月 22 日施行。以下「低入札価格調査試行要領」という。）で規定する低入札価格調査の対象工事とする。

低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者が落札候補者となった場合においては、低入札価格調査試行要領に規定する低入札価格調査を実施し、落札者の決定を保留する。ただし、あらかじめ低入札価格調査辞退届を提出した場合は低入札価格調査を実施しません（この場合、入札が辞退となり落札者とはなりません）。

低入札価格調査基準価格は、津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」といいます。）第 12 条第 1 項に規定する最低制限価格

の設定の方法により算出した額とする。

低入札価格調査は、低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札を行った者から工事費に係る積算内訳書その他の資料の提出を求めるほか、低入札価格調査試行要領第7条第2項各号に規定する事項についての事情聴取、関係機関への照会等により行うものとする。

低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力すること。

なお、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には落札者とせず、次順位者を落札候補者とします。

また、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、次の事項を適用する。

ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する技術者を専任で1名追加して工事現場に配置すること。

イ 契約保証金を契約金額の10分の3以上の額とすること。

ウ 前払金を契約金額の10分の2以内の額とすること。

(3) 失格基準価格

失格基準価格未満の金額の入札は失格とする。

失格基準価格は、低入札価格調査基準価格に10分の9を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

3 入札参加者に必要な資格

本件入札は、特定建設工事共同企業体による入札としますので、本件入札に参加できる者については、本件入札に係る公告日から請負契約の締結日までの間において、特定建設工事共同企業体の構成員全員が次に掲げる条件を全て満たし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体とします。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員共通の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

イ 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「条件付一般競争入札実施要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者

ウ 条件付一般競争入札実施要領第4条第2項各号の一に該当しない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

オ 本工事の設計業務の受注者（オリジナル設計株式会社）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。

なお、本工事の設計業務の受注者（オリジナル設計株式会社）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関係がある者とは、次のいずれかに該当するものとします。

(ア) 本工事の設計業務の受注者（オリジナル設計株式会社）の発行済株式総数の50%を超える株式を保有し、又はその出資の総額の50%を超える出資をしている者

(イ) 構成員において代表権を有する役員が、本工事の設計業務の受注者（オリジナル設計株式会社）の代表権を有する役員を兼ねている者

(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 構成員の数は3者とし、代表構成員、第2構成員及び第3構成員においては、各1者の組み合わせで自主結成すること。

イ 運営形態は、全ての構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。

ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、20%以上であること。

エ 構成員は、本工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。

オ 共同企業体の構成員間で、実質的に経営が同一（当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている場合、若しくは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合など、入札に参加する他の入札参加者との間に資本的又は人的関係がある者）でないこと。

カ 構成員の変更は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行ってください。

(3) 特定建設工事共同企業体の存続期間

本工事の請負契約の相手方となった特定建設工事共同企業体については、成立してから本工事の請負契約の履行完了後3か月を経過するまで存続すること。また、本工事の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に係る請負契約が締結された日又は締結される見込みがなくなった日までを存続期間とすること。

(4) 代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 現行の津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者で、令和4～7年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者

ウ 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する者

エ 審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の総合評定値が、1,200点以上の者

オ 構成員のうち施工能力及び出資比率が最大の者（出資比率が同等の場合は、施工能力の大きい者）

カ 官公庁等で発注され、過去10年間（平成24年度以降）に施工が完了した、次の工事の元請実績を有する者（共同企業体による工事の場合は代表者。ただし、出資比率20%以上のものに限ります。）

土木一式工事で発注された仕上り内径2,800mm以上の密閉型シールド工法の工事。

官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。

キ 本工事の施工現場に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

ク 本工事のうち推進工事の施工時において、推進工事技士を専任で配置できること。（推進工事施工時において他の工事等との重複をしていないこと。上記(4)キに掲げる監理技術者と兼務可）

ケ 上記(4)キ及びクに掲げる者は、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

(5) 第2構成員の資格要件

第2構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 現行の津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者で、令和4～7年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること

イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者

ウ 本市の区域内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する者

エ 本市の区域内に本店を有する場合は、土木一式に係る格付区分がA1で、総合点が、1,000点以上の者とする。

本市の区域内に支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する場合は、審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の総

合評定値が、1, 100点以上の者とする。

オ 本工事の施工現場に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、請負契約の締結日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

カ 上記(5)オに掲げる者は、第2構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

(6) 第3構成員の資格要件

第3構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 現行の津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者で、令和4～7年度入札参加資格審査申請を受理され、引き続き名簿登載予定であること

イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者

ウ 本市の区域内に本店を有する者

エ 土木一式に係る格付区分がA1の者

オ 本工事の施工現場に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、請負契約の締結日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

カ 上記(6)オに掲げる者は、第3構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

4 入札参加資格審査申請書等の配付

(1) 配付期間 令和4年4月15日（金）から同年5月13日（金）まで

(2) 配付場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

5 入札参加資格審査申請書等の提出等

入札参加者は、上記3に定めるところに従い特定建設工事共同企業体を結成した上、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の認定を受けなければなりません。

なお、提出期間に当該書類等を提出しない特定建設工事共同企業体又は本

件入札の参加資格が認定されなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期間 令和4年4月15日（金）から同年5月13日（金）午後5時まで

(2) 提出先 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

(3) 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

(4) 提出書類 入札参加資格審査申請書等は、正本1部を提出する。なお、提出書類の詳細については、各様式に記載の事項を確認すること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

オ 特定建設工事共同企業体構成員の状況調書

カ 配置予定技術者等届出書

キ 上記3(4)カに規定する施工実績を証する書類（施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類）

ク 各構成員の特定建設業の許可証の写し

ケ 各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日までのもの）

コ 配置予定技術者の資格証の写し

サ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

シ 各構成員の営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

ス 宣誓書

(5) 入札参加資格審査結果の通知

ア 入札参加資格の審査結果は、令和4年5月30日（月）までに代表構成員に対し、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書により通知します。

イ 入札参加者は、入札参加資格が認定されなかった場合、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書を受けとった日の翌日から2日以内に書面により説明を求めることができます。

6 設計図書の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 令和4年4月15日（金）から同年6月7日（火）まで

イ 閲覧場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当及び津市ホームページ「入札・契約」

(2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市垂水2870番地20

(有) オグラ（電話 059-228-9811）

7 工事の質疑等

(1) 評価項目算定資料及び落札者決定基準書に関する質疑等

ア 質問受付 令和4年4月28日（木）正午までに指定の質問書により F A X又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。

なお、F A Xの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和4年5月9日（月）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和4年5月19日（木）正午までに指定の質問書により F A X又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。

なお、F A Xの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和4年5月26日（木）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

8 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から令和4年6月7日（火）までに日本郵便株式会社津中央郵便局（以下「津中央郵便局」といいます。）必着とします。ただし、津中央郵便局が、令和4年6月7日（火）のゆうゆう窓口営業時間のいずれかの時間帯に窓口業務を休止した場合に限り、同月8日（水）までに津中央郵便局に到着したものを有効とします。

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市上下水道
管理局 上下水道管理課宛

9 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和4年6月16日（木）午前9時00分から

(2) 場所 津市上下水道庁舎2階入札室

10 入札保証金

入札保証金は免除します。

11 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上（低入札価格調査対象者と契約する場合は契約金額の100分の30以上）の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

12 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。

(2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。

(3) 申請書類等に不備があるとき。

(4) 同一の入札参加者が、2以上の異なる評価項目算定資料により技術提案

を行ったとき。

- (5) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (6) 入札者が同一事項の入札に対し 2 以上の入札をしたとき。
- (7) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (8) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (9) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (10) 入札書に入札者（構成員全者）の記名押印のないとき。
- (11) 入札金額を訂正しているとき。
- (12) 入札書の日付がない又は特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (13) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (14) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (15) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (16) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (17) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (18) 積算内訳書に入札者（代表構成員）の記名押印のないとき。
- (19) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (20) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (21) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (22) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (23) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (24) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (25) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

14 落札者決定基準

藤方第 2 雨水幹線築造工事落札者決定基準書のとおりとする。

15 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。

- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

16 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

17 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、共同企業体の名称、各構成員の所在地、各構成員の名称、各構成員の代表者氏名、各構成員の印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所封印をしてください。

- (2) 前金払 有

- (3) 部分払 有（5回以内）

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (5) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

- (6) 落札者は、自らが提案し採用された技術提案を履行する費用について落札者の負担とする。

- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (8) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

- (9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

- (10) 本市は、技術提案自体が提案者の知的財産であることをかんがみ、提案

内容に関する事項が他者に知られないように配慮します。ただし、本市に提出した書類において開示請求があった場合、津市情報公開条例第7条に該当しない項目については開示対象とします。

- (11) 本市へ提出した書類は、返却しません。
- (12) 本工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第4条第2項に規定する労働報酬下限額を検討するための試行案件です。

労働環境の確保に係る誓約事項及び令和4年度津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市殿村5番地 津市上下水道庁舎2階

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

電話番号 059-237-5803

FAX 059-237-5819

津市教育委員会告示第5号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和4年4月13日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

1 招集の日時

令和4年4月20日（水） 午前10時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 令和4年度津市学校運営協議会委員の任命について
- (2) 津市教育支援委員会委員の委嘱について
- (3) 津市いじめ問題対策連絡協議会委員の一部委嘱替えについて

津市選挙管理委員会告示第26号

令和4年4月7日開催の津市選挙管理委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任したので、津市選挙管理委員会規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第11号）第2条第3項の規定により告示する。

令和4年4月7日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

1 氏 名
磯 部 憲 夫

2 住 所
津市戸木町5515番地1

津市選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、次の者を津市選挙管理委員会委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときその職務を代理すべき者に指定したので、津市選挙管理委員会規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第11号）第3条第2項の規定により告示する。

令和4年4月7日

津市選挙管理委員会
委員長 磯部 憲夫

1 氏 名
永 戸 吉 朋

2 住 所
津市小野辺町1454番地40

津市選挙管理委員会告示第28号

令和4年1月23日執行の津市議会議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、その要旨を別紙のとおり公表する。

令和4年4月7日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

別紙のとおり

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年1月23日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,543,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	石川 禎紀	所属党派	無所属	期 間 3月13日 から 3月13日 まで 第3回分
出納責任者氏名	石川 禎紀			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
		円	人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	53,263
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	1,126
その他の寄付	件			
その他の収入		0		
今 回 計		0	今 回 計	54,389
前 回 計		1,800,000	前 回 計	2,117,456
総 計		1,800,000	総 計	2,171,845

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	30,000 円
	ポスターの作成	459,080 円
	計	489,080 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和 4 年 3 月 18 日	第 3 回 報 告 分
-----------------	-----------------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年1月23日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,543,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岡村 武	所属党派	自由民主党	期 間 3月 12 日 から 3月 12 日 まで 第3回分
出納責任者氏名	吉田 康久			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
		円	人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	16,467
その他の寄付	件			
その他の収入		0		
今 回 計		0	今 回 計	16,467
前 回 計		650,000	前 回 計	978,217
総 計		650,000	総 計	994,684

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	389,220 円
	計	389,220 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和 4 年 3 月 15 日	第 3回 報 告 分
-----------------	-----------------	------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年1月23日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,543,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	柏木 はるみ	所属党派	立憲民主党	期 間 2月 24 日 から 2月 24 日 まで 第3回分
出納責任者氏名	村山 充代			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
		0 円	人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	880
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄付	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	880
前 回 計		4,908,333	前 回 計	5,013,877
総 計		4,908,333	総 計	5,014,757

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	30,040 円
	ポスターの作成	548,900 円
	計	578,940 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和 4 年 3 月 2 日	第 3 回 報 告 分
-----------------	----------------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年1月23日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,543,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	柏木 はるみ	所属党派	立憲民主党	期 間 3月9日から 3月9日まで 第4回分
出納責任者氏名	村山 充代			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
		0 円	人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	3,124
その他の寄付	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	3,124
前 回 計		4,908,333	前 回 計	5,014,757
総 計		4,908,333	総 計	5,017,881

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	30,040 円
	ポスターの作成	548,900 円
	計	578,940 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和 4 年 3 月 10 日	第 4 回 報 告 分
-----------------	-----------------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年1月23日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,543,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	佐藤 有毅	所属党派	無所属	期 間 2月 8日 から 3月 9日 まで 第3回分
出納責任者氏名	佐藤 有毅			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	1,345
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄付	件			
その他の収入		0		
今 回 計		0	今 回 計	1,345
前 回 計		1,427,000	前 回 計	1,620,897
総 計		1,427,000	総 計	1,622,242

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	30,040 円
	ポスターの作成	409,180 円
	計	439,220 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和 4 年 3 月 10日	第 3 回 報 告 分
-----------------	----------------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年1月23日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,543,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	長谷川 植	所属党派	幸福実現党	期 間 2月 26 日 から 2月 26 日 まで 第3回分
出納責任者氏名	長谷川 植			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
		円	人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	6,419
その他の寄付	件			
その他の収入		0		
今 回 計		0	今 回 計	6,419
前 回 計		980,000	前 回 計	821,457
総 計		980,000	総 計	827,876

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ビラの作成	30,040 円
	ポスターの作成	380,678 円
	計	410,718 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和 4 年 3 月 3 日	第 3 回 報 告 分
-----------------	----------------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年1月23日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,543,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山本 浩司	所属党派	無所属	期 間 2月 27 日 から 2月 27 日 まで 第2回分
出納責任者氏名	山本 浩司			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
		円	人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	18,670
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			宿泊費	0
			雑 費	5,996
その他の寄付	件			
その他の収入				
今 回 計			今 回 計	24,666
前 回 計		1,280,000	前 回 計	1,202,821
総 計		1,280,000	総 計	1,227,487

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	28,000 円
	ポスターの作成	548,900 円
	計	576,900 円
報告書受理年月日 令和 4 年 3 月 3 日 第 2 回 報 告 分		

津市農業委員会公告第2号

津市農業委員会部会委員として次の者が互選されましたので、津市農業委員会互選規程（平成18年津市農業委員会告示第5号）第10条の規定に基づき公告します。

令和4年4月5日

津市農業委員会会長 喜 多 義 幸

第1農地部会

氏 名	住 所
小澤 哲男	津市片田久保町359番地1
川邊 千秋	津市河辺町1852番地
下井 弘	津市垂水1026番地1
田村 明	津市一身田豊野1121番地1
若林 卓哉	津市河辺町2488番地
喜多 義幸	津市河芸町三行1261番地
竹尾 泰	津市芸濃町林1322番地
田中 茂人	津市芸濃町北神山352番地
清水 喜代己	津市美里町南長野464番地1
平松 崇己	津市安濃町太田36番地
横山 光次	津市安濃町中川763番地
太田 義政	津市安東町277番地
坂野 大徹	津市栗真町屋町913番地
水谷 隆	津市栗真町屋町847番地3

第2農地部会

氏 名	住 所
田口 慶則	津市木造町1918番地2
野田 清太	津市稲葉町243番地
池山 允敏	津市一志町其村563番地
宮本 政春	津市一志町高野1964番地38
中谷 秀也	津市白山町川口832番地
西森 偉統	津市白山町八対野2959番地2

結城 晉三	津市美杉町上多気 1 3 0 8 番地
諸戸 善昭	津市久居明神町 1 5 3 0 番地 2
中野 たつ子	津市久居桜が丘町 1 7 3 0 番地 5 8
岡田 勇樹	津市白山町山田野 1 7 8 8 番地